

障がいのある人もない人も共に暮らすまち・にいざ

第6次新座市障がい者基本計画
第7期新座市障がい福祉計画
第3期新座市障がい児福祉計画

素案

新座市

目 次

第1章 計画の概要.....	1
第1節 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間.....	4
4 用語の概念及び表記について	5
5 計画の構成.....	7
第2節 計画の基本目標.....	8
第3節 障がい者施策に係る動向・取組	10
1 国等の障がい者施策に係る動向	10
2 埼玉県の障がい者施策の取組	13
第2章 施策の基本方針と施策体系.....	15
第1節 施策の基本方針	15
第2節 施策の体系.....	16
第3章 分野別施策の展開.....	25
基本方針1 共に支える地域づくりの推進	25
基本方針2 権利擁護の充実	28
基本方針3 共に育ち、学ぶ保育・教育の充実	31
基本方針4 安全・安心な福祉のまちづくりの推進	34
基本方針5 保健・医療の充実	38
基本方針6 生活支援サービスの充実	40
基本方針7 就労支援施策の充実	43
基本方針8 社会参加の拡大	45
基本方針9 計画推進基盤の整備	49

第4章 第7期新座市障がい福祉計画

第3期新座市障がい児福祉計画.....	51
第1節 計画の基本的理念	51
第2節 令和8年度の数値目標（成果目標）	54
第3節 サービスの見込量と確保策	68
1 障がい福祉サービス	68
2 地域生活支援事業	132

資料編

資料1 障がい者数の推移.....	151
1 総人口及び障がい者数の推移	151
2 手帳の等級別人数	154
資料2 障がい者の生活や意識に関する調査の概要.....	155
資料3 用語解説.....	157

||第1節 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、平成30年3月に、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間とする「第5次新座市障がい者基本計画」（以下「第5次基本計画」という。）を策定し、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らし、共に創る地域社会の実現」に向けて、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。

一方、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づく計画として、令和2年3月に、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「第6期新座市障がい福祉計画」（以下「第6期福祉計画」という。）及び「第2期新座市障がい児福祉計画」（以下「第2期障がい児計画」という。）を策定し、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障がい児通所支援等に関する見込量とその確保策を定め、サービス提供に努めてきました。

第5次基本計画の計画期間中において、本市では、令和元年10月には、新座市児童発達支援センター「アシタエール」を開所し、令和2年10月には、基幹相談支援センターを2か所設置し、障がい者福祉に係る基盤整備を進めるとともに、本計画の策定に係る基礎資料とするため、令和4年10月に、市内の障がいのある方などを対象としたアンケート調査「障がいのある人もない人も共に暮らせる新座市をつくるための調査」を実施しました。

国においては、障害者基本法に基づき、また、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律第9条第1項に基づく同法の規定の趣旨を踏まえ、令和5年度から5年間を対象とする「障害者基本計画（第5次）」が策定されました。また、「障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告」を受けた国連の障害者の権利に関する委員会から、令和4年9月に、総括所見（勧告）が公表されています。

さらに、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援等が求められています。

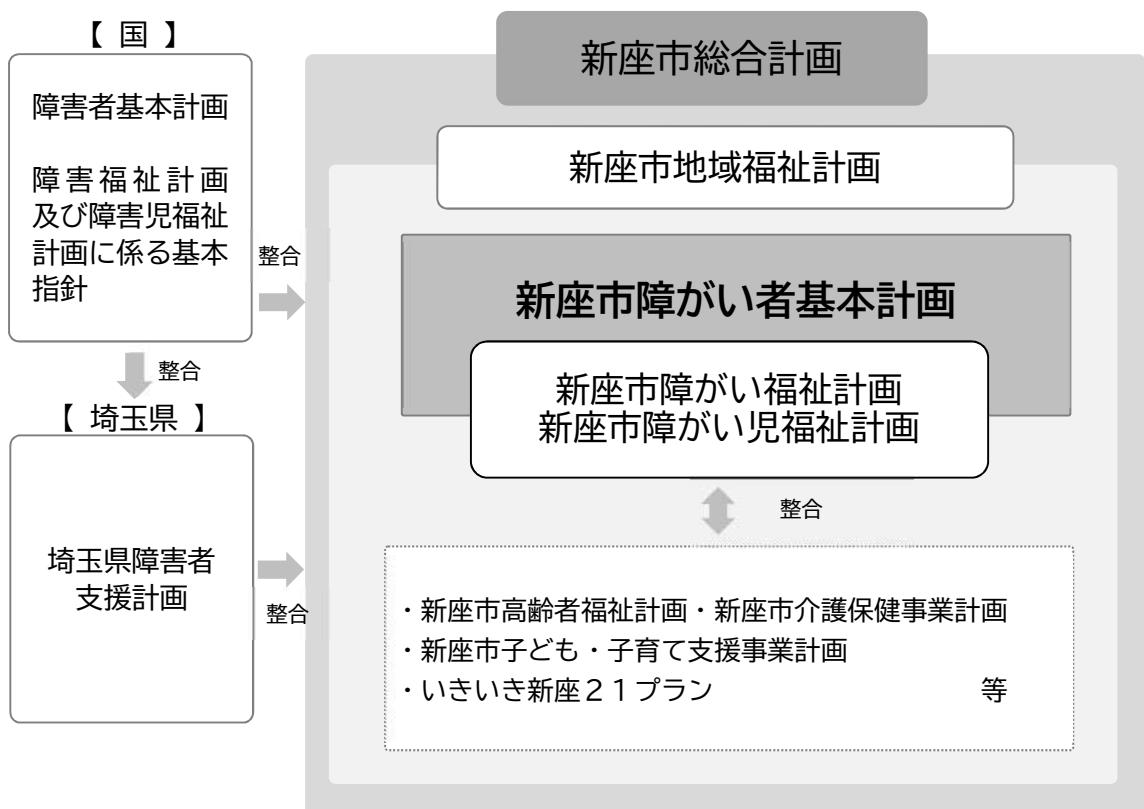
本計画は、「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」に基づき、第5次基本計画で示した基本理念の更なる実現に向けて、第5次基本計画並びに第6期福祉計画及び第2期障がい児計画の到達点を踏まえ、障がい者施策の総合的な展開のための指針及び具体的な見込量等を明らかにするため、新たに「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、共に安心して暮らし、みんなにやさしく誰もが幸せを感じる地域社会の実現」を基本目標に掲げ、「第6次新座市障がい者基本計画」並びに「第7期新座市障がい福祉計画」及び「第3期新座市障がい児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「新座市総合計画」における将来都市像及びまちづくりの基本的な方向性を踏まえるとともに、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画「新座市地域福祉計画」と整合を図るもので。また、関連計画に当たる「新座市高齢者福祉計画・新座市介護保健事業計画」等についても、整合を図ります。

また、国の「障害者基本計画」、「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」や、埼玉県の「埼玉県障害者支援計画」等と整合を図りつつ、新座市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

図 計画の位置付け



3 計画の期間

この計画の期間を令和6年度から令和11年度までの6か年とします。ただし、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は3か年を1期とする計画であるため、両計画に該当する第4章の内容については、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

図 計画の期間

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
計画の期間									
	第5次新座市総合計画 前期基本計画								
	第5次障がい者基本計画 (H30～R5)								
				第6次障がい者基本計画 (R6～R11)					
	第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画 (R3～R5)								
				第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画 (R6～R8)					
関連計画	第4次新座市地域福祉計画								
				新座市高齢者福祉計画・新座市 介護保険事業計画 第9期計画					
	第2次新座市子ども・子育て支援事業計画								
	第2次いきいき新座21プラン								

4 用語の概念及び表記について

(1) 「障がい者」の概念について

この計画における「障がい者」とは、障害者基本法に基づき、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」として捉えています。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、難病患者等についても、「障がい者」として捉えています。

なお、障害者総合支援法では18歳以上の障がいのある人を「障がい者」、18歳未満の人を「障がい児」と区分し、障がい者と障がい児を総称して「障がい者等」と呼称しています。しかしながら、この計画では、年齢による区分ができるだけ避けるため、年齢にかかわらず「障がい者」としています。ただし、対象が18歳未満に限る場合は「障がい児」と表記し、第4章の「第7期新座市障がい福祉計画」及び「第3期新座市障がい児福祉計画」では、対象者を明確にするため、原則として、18歳以上の人には「障がい者」、18歳未満の人は「障がい児」、「障がい者」と「障がい児」を総称して「障がい者等」として表記しています。

本計画においても、対象者を明確にするため、原則として18歳以上の人には「障がい者」、18歳未満の人は「障がい児」、「障がい者」と「障がい児」を総称して「障がい者等」として表記しています。

(2) 「障がい」の表記について

「障害」の「害」の字には「悪くすること」「わざわい」といった否定的な意味があり、人権尊重の観点から、この計画ではできるだけ「障がい」と表記しています。ただし、国の法令等、施設名及び法人・団体等の固有名詞については、使用されている表記としています。

(3) 施策・事業における「充実」等の用語について

各施策・事業の計画内容で用いている「充実」、「推進」、「促進」は、おおむね次の意味で用いています。

- 「充実」 既存の対象者やサービスの種類を維持しつつ、内容の改善や提供量を拡大することです。
- 「推進」 現在進めている施策を今後とも進めていくことです。
- 「促進」 主に実施主体が市以外である施策や取組が今後とも進むように促すことです。

(4) 専門的用語について

各障がい福祉サービスの概要については、「第4章第3節サービスの見込量と確保策」に記載されています。

その他の本計画に記載されている専門的用語については、「資料3 用語解説」として掲載しました。

5 計画の構成

この計画の構成は、次のとおりです。

第1章 計画の概要

計画の策定の趣旨や期間、位置付け、基本目標等この計画全体に関する概要を掲載しています。

第2章 施策の基本方針と施策体系

計画の目標を実現するための9つの分野ごとに施策の基本方針を掲げ、施策体系を整理し掲載しています。

第3章 分野別施策の展開

施策体系に基づく各施策の内容を掲載しています。

第4章 第7期新座市障がい福祉計画・第3期新座市障がい児福祉計画

令和8年度の数値目標、障がい福祉サービス及び主な地域生活支援事業の見込量と確保の方策等を掲載しています。

||第2節 計画の基本目標

「第6次新座市障がい者基本計画」並びに「第7期新座市障がい福祉計画」及び「第3期新座市障がい児福祉計画」の策定に当たっては、引き続き、「障がいのある人もない人も共に暮らすまち・にいざ」を掲げるとともに、基本目標「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、共に安心して暮らし、みんなにやさしく誰もが幸せを感じる地域社会の実現」を目指します。

この目標の達成は、行政だけでなし得ることではなく、市民や各種団体、企業等地域を支える全ての人たちが力を合わせ取り組んでこそ、はじめて実現できるものだと考えます。

【 基本目標 】

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、共に安心して暮らし、みんなにやさしく誰もが幸せを感じる地域社会の実現

【SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進】

SDGs（Sustainable Development Goals「持続可能な開発目標」）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。

この内容は、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは、発展途上国のみならず、我が国としても、積極的に取り組んでいます。

全世界に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、障がいのある人もない人も全ての人々にも当てはまるものです。

図 SDGsアイコン



||第3節 障がい者施策に係る動向・取組

1 国等の障がい者施策に係る動向

(1) 障害者総合支援法の動向

障害者自立支援法を改正・改称し、基本理念やサービス対象者の拡大等を盛り込んだ新たな法律として、障害者総合支援法が平成25年4月1日に施行されました。

この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障がい者及び障がい児の福祉に関する法律と相まって、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

障害者総合支援法は、令和4年度に改正され、法に規定された主な内容は、次のとおりです。

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容の追加（令和6年4月から）
- ② 障がい者が安心して地域生活が送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や地域生活支援拠点等の整備に関し、市町村の努力義務化（令和6年4月から）
- ③ 協議会の機能の強化（令和6年4月から）
- ④ 就労選択支援の創設（政令で定める日）

(2) 児童福祉法の動向

障がいのある子どもに対する支援に関し、身近な地域で支援を受けられるよう、障がい種別等に分かれている支援体制を見直す法律が定められ、障がい児通所支援等の事業が定められた児童福祉法が平成24年4月1日に施行されました。

この法律は、全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有することを目的としています。

児童福祉法は、令和4年度に改正され、法に規定された主な内容は、次のとおりです。

- ① 児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化（令和6年4月から）
- ② 児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことの明確化（令和6年4月から）

(3) 障害者権利条約の批准

障害者の権利に関する条約が平成18年12月に国連総会で採択されました。

日本は、平成19年に署名し、障害者基本法改正、障害者差別解消法の制定等の国内法制度の整備に取り組み、平成26年1月20日に批准しました。主な内容は、次のとおりです。

また、「障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告」を受けた国連の障害者の権利に関する委員会から、令和4年9月に、総括所見（勧告）が公表されています。

- ① 障がいに基づくあらゆる差別を禁止する。
- ② 障がい者が社会に参加し、包容されることを促進する。
- ③ 条約の実施を監視する枠組みを設置する。

(4) 障害者差別解消法の動向

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成25年6月26日に公布され、平成28年4月1日に施行されました。障害者基本法に定めた「差別の禁止と合理的な配慮」の規定を具体化しています。

障害者差別解消法は、令和3年度に改正され、法に規定された主な内容は、次のとおりです。

事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
(令和6年4月から)

(5) 医療的ケア児支援法の制定

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が令和3年6月18日に公布され、同年9月18日に施行されました。

この法律は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としています。

(6) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が令和4年5月25日に公布され、同日に施行されました。

この法律は、全ての障がい者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であることに鑑み、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

(7) 災害時における障がい者への対応

東日本大震災や熊本地震、台風による土砂災害など、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしているとともに、新型コロナウイルス感染症の影響及び令和5年度からの新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応など、災害が発生した場合における障がい者への対応等、防災・避難対応に関する新たな課題が浮き彫りとなりました。

このような中で、障がい福祉サービス事業所等においては、地震や風水害などの自然災害発生時、新型コロナウイルス感染症のまん延下であっても、入所者や利用者への障がい福祉サービス事業を継続して提供していく必要があることから、業務の継続に必要な計画（B C P。業務継続計画）をあらかじめ定めておくことが求められており、令和6年4月1日から義務化されることとなります。

2 埼玉県の障がい者施策の取組

(1) 埼玉県障害のある人もない人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例の制定

埼玉県障害のある人もない人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例が平成28年3月に制定され、同年4月1日に施行されました。障がいを理由とする差別を解消するとともに、障がいのある人もない人も共生する社会の実現を目的としたもので、その特色は、次のとおりです。

- ① 県民一人一人の持ち味を活かすことが、明日の埼玉県の原動力になることを明らかにする。
- ② 共生社会の推進のための様々な施策を一体的に定める。
- ③ 差別に関する相談体制や紛争防止・解決の体制を整備する。

(2) 埼玉県手話言語条例の制定

埼玉県手話言語条例が平成28年3月に制定され、同年4月1日に施行されました。手話は言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の人が手話によって心を通わせ、お互いを尊重し共生できる社会の実現を目指すもので、その基本理念は、次のとおりです。

- ① 手話は独自の体系をもつ言語であり、文化的所産であることを理解する。
- ② ろう者とろう者以外の人が手話により意思疎通を行う権利を尊重する。

(3) 埼玉県虐待禁止条例の制定

埼玉県虐待禁止条例が平成29年7月に制定され、平成30年4月1日に施行されました。児童虐待、高齢者虐待及び障がい者虐待に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために制定されたもので、その趣旨は、次のとおりです。

- ① 虐待の禁止並びに虐待の予防、早期発見その他の虐待の防止等に関する基本理念を定める。
- ② 虐待の禁止等に係る県、養護者の責務並びに関係団体、県民の役割を明らかにする。
- ③ 虐待の防止等に関する施策についての基本となる事項を定める。

(4) 埼玉県ケアラー支援条例の制定

埼玉県ケアラー支援条例が令和2年3月31日に制定され、同日に施行されました。ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために制定されたもので、その趣旨は、次のとおりです。

- ① 全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、基本理念を定める。
- ② ケアラーの支援は、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行う。
- ③ ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行う。

施策の基本方針と施策体系

|| 第 1 節 施策の基本方針

この計画の基本目標である「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、共に安心して暮らし、みんなにやさしく誰もが幸せを感じる地域社会の実現」のため、次の9つの分野別の施策の基本方針を掲げ、総合的・計画的な施策の推進を図ります。

図 分野別施策の基本方針

基本目標

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、共に安心して暮らし、みんなにやさしく誰もが幸せを感じる地域社会の実現

- 基本方針 1 共に支える地域づくりの推進
- 基本方針 2 権利擁護の充実
- 基本方針 3 共に育ち、学ぶ保育・教育の充実
- 基本方針 4 安全・安心な福祉のまちづくりの推進
- 基本方針 5 保健・医療の充実
- 基本方針 6 生活支援サービスの充実
- 基本方針 7 就労支援施策の充実
- 基本方針 8 社会参加の拡大
- 基本方針 9 計画推進基盤の整備

||第2節 施策の体系

基本方針1 共に支える地域づくりの推進

1-1 ノーマライゼーションの普及・啓発

1-1-① 普及・啓発活動の充実

1-1-② 心のバリアフリーの推進

1-1-③ 地域における様々な団体等を通じた障がい者理解の向上

【重点施策】

1-2 地域福祉活動との連携

1-2-① 身近な地域における支え合いの促進

1-2-② 民生委員・児童委員との連携の強化

1-3 ボランティア活動の促進

1-3-① ボランティア等の育成・確保

1-3-② 日常的な関わりにおけるボランティア活動の促進

1-3-③ 生涯学習や学校教育を通じたボランティア活動の促進

基本方針2 権利擁護の充実

2-1 情報提供及び相談支援体制の充実

- 2-1-① 情報提供体制の充実
- 2-1-② 相談支援体制の充実
- 2-1-③ 基幹相談支援センターの充実
- 2-1-④ 地域自立支援協議会の充実
- 2-1-⑤ 地域生活支援拠点等の充実

【重点施策】

2-2 権利擁護に関する制度等の普及

- 2-2-① 成年後見制度の利用促進
- 2-2-② 日常生活自立支援事業（あんしんサポートねつと）の利用促進
- 2-2-③ 障がい者虐待防止の推進
- 2-2-④ 障がい者差別禁止に関する普及・啓発

【重点施策】

基本方針3 共に育ち、学ぶ保育・教育の充実

3-1 療育と保護者への支援の充実

- 3-1-① 早期発見と早期療育体制の確保
- 3-1-② 関係機関との連携による療育支援の充実
- 3-1-③ 保護者に対する支援の充実
- 3-1-④ 医療的ケア児とその保護者への支援の推進
- 3-1-⑤ 児童発達支援センターの充実
- 3-1-⑥ 障がい児通所支援の充実

【重点施策】

3-2 保育・教育環境の整備

- 3-2-① 相談支援体制の強化
- 3-2-② 保育・教育・福祉・保健の連携の強化
- 3-2-③ 特別支援教育支援員、介助員及びボランティアによる支援の充実
- 3-2-④ 保育士及び教職員に対する理解の促進
- 3-2-⑤ 学校施設・設備のバリアフリー化の推進

基本方針4 安全・安心な福祉のまちづくりの推進

4-1 防災・防犯対策の充実

4-1-① 障がい者の防災講座の実施

4-1-② 避難行動要支援者支援制度の充実

【重点施策】

4-1-③ 防災対策の充実

4-1-④ 防犯対策の充実

4-1-⑤ 福祉避難所の整備

【重点施策】

4-2 多様な住環境の整備

4-2-① 住宅の整備・改善に対する支援

4-2-② 住宅入居等に関する支援

4-2-③ 共同生活援助（グループホーム）の利用に関する支援

4-3 道路・建物等のバリアフリー化の推進

4-3-① 歩行環境の整備

4-3-② 公共交通機関の事業者への要望

4-3-③ ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

4-3-④ バリアフリー情報の提供の推進

基本方針5 保健・医療の充実

5-1 障がい者医療の支援体制の充実

5-1-① 障がい者が安心して受診できる医療環境の充実

5-1-② リハビリテーションの充実

5-2 精神障がい者等への支援の充実

5-2-① 精神保健対策の充実

5-2-② 長期入院者等に対する地域生活移行への支援

【重点施策】

5-2-③ ひきこもりの状態にある精神障がい者等への支援

5-2-④ 発達障がい者及び高次脳機能障がい者への支援の充実

基本方針6 生活支援サービスの充実

6-1 サービス提供体制の整備

- 6-1-① 障がい福祉サービスの利用促進
- 6-1-② 地域生活支援事業等の利用促進
- 6-1-③ 難病患者等に係る障がい福祉サービスの利用促進
- 6-1-④ 地域活動支援センター事業の推進
- 6-1-⑤ ソーシャルワーク機能の充実
- 6-1-⑥ 「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進

【重点施策】

6-2 家族への支援

- 6-2-① ヤングケアラー等への支援
- 6-2-② 精神障がい者家族会等への支援

6-3 経済的支援の推進

- 6-3-① 医療費助成の実施
- 6-3-② 各種手当、給付制度の周知等

6-4 福祉サービスの質の向上

- 6-4-① 適正なサービス提供の促進
- 6-4-② 自己評価及び第三者評価の促進

基本方針7 就労支援施策の充実

7-1 雇用・就労支援体制の充実

7-1-① 障がい者就労支援センター事業の充実

7-1-② 障がい者就労支援施設等からの物品等の優先調達の推進

7-2 就労機会の充実

7-2-① 企業に対する障がい者雇用の理解の促進

7-2-② 市職員への障がい者雇用の推進

基本方針8　社会参加の拡大

8-1 余暇活動、生涯学習活動の充実

- 8-1-① 市主催行事への参加・参画の促進
- 8-1-② 障がい者スポーツ、レクリエーションの推進
- 8-1-③ 文化・芸術活動の推進
- 8-1-④ 障がい者福祉センター事業の充実
- 8-1-⑤ 図書館における障がい者に配慮したサービスの充実
- 8-1-⑥ 公民館活動への支援
- 8-1-⑦ 生涯学習の推進

8-2 移動手段の確保

- 8-2-① 移動に関する支援の充実
- 8-2-② 社会参加を支える各種助成・補助事業の充実
- 8-2-③ 福祉有償運送の充実

【重点施策】

8-3 コミュニケーション支援等の充実

- 8-3-① 情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援の推進
- 8-3-② 行政情報の点字化及び音声化の推進
- 8-3-③ 市役所等公的機関の窓口対応における配慮

【重点施策】

8-4 地域との関わりを持つ多様な拠点づくりの推進

8-4-① 地域福祉の活動拠点の利用支援

8-4-② 障がい者施設の地域交流の促進

基本方針9 計画推進基盤の整備

9-1 推進・チェック体制の確保

9-1-① 計画の評価・検証

9-1-② 当事者や関係者の実態やニーズの把握

9-2 連携の推進

9-2-① 全庁的な施策の推進

9-2-② 市民との協働

9-2-③ 関係機関との連携

9-2-④ 近隣自治体との連携

9-2-⑤ 国・県との連携

分野別施策の展開

|| 基本方針1 共に支える地域づくりの推進

障害者基本法及び「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」の目的や基本理念に基づき、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、個人として互いに尊重し合い、様々な人と関わりながら共に暮らせる地域づくりを推進します。

そのため、幼児期からの福祉教育等普及・啓発活動（心のバリアフリー）を進めるとともに、地域福祉活動及びボランティア活動を促進していきます。

また、市及び新座市社会福祉協議会が策定する「新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」による地域福祉活動との連携強化を図ります。

【基本施策】



1－1 ノーマライゼーションの普及・啓発

①普及・啓発活動の充実

広報にいざや市ホームページ等を活用しノーマライゼーションの普及・啓発を行うとともに、共に暮らすための新座市障がい者基本条例に係る啓発用パンフレットを活用した出前講座を実施するなど、普及・啓発に努めます。

〔障がい者福祉課〕

③地域における様々な団体等を通じた障がい者理解の向上

地域における様々な団体等と連携し、障がい者理解の普及に努めるとともに、地域で暮らす障がいのある市民との交流機会の充実を図ります。

〔地域活動推進課、障がい者福祉課〕

②心のバリアフリーの推進

重点施策

幼児期から体験学習や障がい者との交流等が継続的に行われ、障がい、共生等に関する理解を深めることで、障がいに対する誤解、偏見等をなくす心のバリアフリーが推進できるよう、幼稚園、保育所及び学校への支援の充実を図ります。

教職員等関係者に対する障がい者への理解や意識の向上に努めます。

また、早期発見・早期治療につながる精神保健教育や手話についての学習等多様な教育内容の展開に努めます。

〔障がい者福祉課、教育相談センター、
社会福祉協議会〕

1－2 地域福祉活動との連携

①身近な地域における支え合いの促進

「新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」による地域福祉活動との連携を強化し、身近な地域における支え合いを促進します。

また、各地区の地域福祉推進協議会においては、障がい者の参画による地域福祉の推進に努めます。

〔福祉政策課、障がい者福祉課、社会福祉協議会〕

②民生委員・児童委員との連携の強化

地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の障がい者福祉への理解を深めるとともに、連携を強化し、活動の促進を図ります。

〔福祉政策課、障がい者福祉課〕

1－3 ボランティア活動の促進

①ボランティア等の育成・確保

社会福祉協議会や公民館、福祉の里等におけるボランティア養成講座を充実し、障がい者支援に関わるボランティアとして、手話通訳、要約筆記、点訳等専門的な技術を必要とするボランティアの育成・確保に努めます。

また、手話通訳者派遣センターにおいては、手話通訳者の育成を進めます。

〔障がい者福祉課、福祉の里、社会福祉協議会〕

②日常的な関わりにおけるボランティア活動の促進

社会福祉協議会等と連携し、日常的な関わりの中で、障がい者自身も含め多くの市民がボランティア活動に参加しやすくなるよう努めます。

〔地域活動推進課、障がい者福祉課、
社会福祉協議会〕

③生涯学習や学校教育を通じたボランティア活動の促進

生涯学習活動の一環としてのボランティア活動の機会を提供し、成人期のボランティア活動を促進します。

また、児童・生徒がより自主性をもって積極的にボランティア活動に参加できるよう、学校教育を通じてボランティア活動への参加を促進します。

〔生涯学習スポーツ課、教育支援課、

社会福祉協議会〕

|| 基本方針2 権利擁護の充実

地域で暮らす障がい者が安心して生活できるよう、一人一人の状態に合わせた情報提供体制の整備を進めるとともに、障がいの特性に応じたきめ細かな相談に応じられるよう基幹相談支援センターを始めとする相談支援体制の充実、強化に努めます。

また、成年後見制度の利用促進、障がい者虐待防止の推進、障がい者差別の禁止に関する普及・啓発を行うなど、全ての障がい者の権利・利益の保護に努めます。

【基本施策】



2-1 情報提供及び相談支援体制の充実

①情報提供体制の充実

広報にいざや市ホームページ等を活用し福祉関連情報の充実を図るとともに、高度化する情報通信技術を活用するなど、効果的な情報提供に努めます。

また、社会福祉協議会や関係団体との連携により情報提供方法の多様化を図ります。

〔シティプロモーション課、障がい者福祉課、
社会福祉協議会〕

②相談支援体制の充実

地域で暮らす障がい者の様々な相談に対し、障がいの特性に応じてきめ細かに対応するため、身近な地域の相談窓口である身体障がい者相談員・知的障がい者相談員や相談支援事業所の充実を図るとともに、市の窓口における相談支援に努めます。

また、障がい者が相談者と同じ立場で相談活動を行うピアカウンセリングを促進します。

〔障がい者福祉課〕

③基幹相談支援センターの充実

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センターの充実を図ります。

〔障がい者福祉課〕

④地域自立支援協議会の充実

相談支援事業を効果的に実施するため、障がい福祉サービス事業者、教育、医療等の関連する分野の関係者及び当事者から成る地域自立支援協議会の充実を図ります。

〔障がい者福祉課〕

⑤地域生活支援拠点等の充実

重点施策

障がい者やその家族等が地域で安心して暮らすための実効性のある仕組みとして、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、地域生活支援拠点等の充実を図ります。

〔障がい者福祉課〕

2-2 権利擁護に関する制度等の普及

①成年後見制度の利用促進

重点施策

後見人の報酬の補助等を行う成年後見制度利用支援事業の充実を図るとともに、成年後見制度の周知に努め、利用を促進します。

また、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援します。

[障がい者福祉課、長寿はつらつ課、

成年後見制度推進室]

②日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の利用促進

障がい福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業について、実施主体である社会福祉協議会と連携して周知を図り、利用を促進します。

[障がい者福祉課、社会福祉協議会]

③障がい者虐待防止の推進

障がい者の虐待に関する相談窓口として、適切な対応や周知に努めるとともに、より迅速な判断や解決等が可能な体制を整備するとともに、基幹相談支援センターなど関係機関と連携し、障がい者の虐待の防止を推進します。

[障がい者福祉課]

④障がい者差別禁止に関する普及・啓発

障がいを理由に差別されたり、権利・利益が侵害されたりすることがないよう、市民、事業者及び市職員に対し、障がい者の権利の尊重と、障がいに対する理解の向上を図り、差別の解消や合理的配慮の提供に関する取組を推進するなど、普及・啓発に努めます。

また、相談窓口の周知を図り、障がい者施策委員会と連携しながら、適切な対応や支援に努めます。

[障がい者福祉課]

|| 基本方針3 共に育ち、学ぶ保育・教育の充実

子どもの障がいについて、一人一人の障がい特性や個性を考慮するとともに、本人や保護者の希望を尊重した上で早期発見・早期支援を行い、一貫した方針で支援できる体制づくりを推進します。

また、子育て家庭の孤立化を防ぎ、日常的な子育ての悩み等も相談できるよう、身近な地域において当事者同士や経験者が支え合う体制づくりを推進します。

障がいのある子どもも、障がいのない子どもと地域で共に適切な教育が受けられるよう教育環境の整備を図るとともに、共に育ち、学ぶ保育・教育の理念の推進を図ります。

医療的ケア児やその保護者への支援の充実を図ります。

さらに、地域における障がい児支援の中核的な機関として、児童発達支援センターの充実を図ります。

【基本施策】



3-1 療育と保護者への支援の充実

①早期発見と早期療育体制の確保

乳幼児の健診の充実を図り、疾病や障がいの早期発見を図るとともに、健診時に気軽に相談できる体制の確保に努めます。

また、全ての乳幼児が健康診査を受けられるよう受診を積極的に周知し、勧めます。

さらに、心身の発達に心配がある子どもに関する様々な相談を受けます。

[障がい者福祉課、児童発達支援センター、保健センター]

②関係機関との連携による療育支援の充実

医療機関、福祉事務所、保健センター、児童相談所等が連携を図り、適切な指導・支援を推進します。

[障がい者福祉課、こども支援課、児童発達支援センター、保健センター]

③保護者に対する支援の充実

子どもの健全な発育や発達を支えるとともに、保護者の育児不安の軽減を図るため、健康診査の事後指導のグループ活動を支援します。

また、児童発達支援センターにおいて療育相談や親子教室を実施します。

さらに、保護者の精神的・身体的負担の軽減を図るため、重症心身障がい児（者）短期入所事業や日中一時支援事業等の周知に努め、利用を促進します。

[障がい者福祉課、児童発達支援センター、保健センター]

④医療的ケア児とその保護者への支援の推進

重点施策

医療的な支援が必要な児童に対して適切な支援を行うため、医療的ケア児のニーズの把握に努めます。

また、医療的ケア児等コーディネーターの効果的な配置及び関係機関が連携を図るための協議の場の充実に努めます。

さらに、医療的ケアを必要とする在宅の超重症心身障がい児等を介護する家族の精神的・身体的負担の軽減を図るため、超重症心身障がい児等を受け入れる短期入所事業所等に対し、支援を行います。

[障がい者福祉課、保育課、児童発達支援センター、保健センター、教育相談センター]

⑤児童発達支援センターの充実

就学前の児童に療育を提供する通所事業を始め、地域における障がい児支援の中核的な機関として、児童発達支援センターの充実を図ります。

[児童発達支援センター]

⑥障がい児通所支援の充実

障がい児通所支援について、サービス内容の充実が図れるよう、環境整備に努めます。

また、市内に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。

[障がい者福祉課]

3-2 保育・教育環境の整備

①相談支援体制の強化

多様な保育・教育相談のニーズに対応するため、相談支援体制の充実を図るとともに、県等関係機関と連携し、個々の相談に的確に対応できるよう努めます。

また、教育機関のみならず福祉、医療等の様々な関係機関が連携・協力し、個別のニーズに対応できるよう支援に努めます。

〔障がい者福祉課、保育課、児童発達支援センター、教育相談センター〕

②保育・教育・福祉・保健の連携の強化

保育・教育・福祉・保健分野の連携を強化し、共に学ぶ環境が整備されるよう相談・支援の在り方について研究するとともに、交流機会の確保、支援の強化、保育所等における障がい児の受け入れ体制の整備に努めます。

〔障がい者福祉課、保育課、児童発達支援センター、保健センター、教育相談センター〕

③特別支援教育支援員、介助員及びボランティアによる支援の充実

通常の学級に在籍している障がい児を支援するため、市立小・中学校に配置している特別支援教育支援員及び介助員の資質の向上を図り、適切な支援が行われるよう努めるとともに、市内の大学等と連携し、学生ボランティアによる支援活動の促進を図ります。

〔教育相談センター〕

④保育士及び教職員に対する理解の促進

インクルーシブ教育等に対する保育士及び教職員の理解を深め、指導力の向上を図るため、研修等の機会を増やします。

障がい児保育をめぐる諸問題や今後の課題を研究・協議し、障がい児保育を推進する「障がい児保育研究会」の活動内容の充実を図り、幼児保育（教育）現場にいかすことができるよう努めます。

〔保育課、教育相談センター〕

⑤学校施設・設備のバリアフリー化の推進

障がい児の学校生活を支援するため、手すりやスロープ、バリアフリートイレ及びエレベーターを設置するなど、学校施設・設備の整備を推進します。

〔教育総務課〕

|| 基本方針4 安全・安心な福祉のまちづくりの推進

災害等の緊急時に、障がい者へ必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう連絡体制を整備し、障がい者に対する防災対策の強化を図るため、避難行動要支援者支援制度を充実します。

普段の暮らしにおいても防災対策や防犯対策の充実を図ることにより、障がい者の安全を確保します。

また、家族環境の多様化への対応を図るとともに、施設等から地域生活へ移行する障がい者を支援するため、共同生活援助（グループホーム）の利用、既存住宅の改善に対する補助等の支援を行います。

さらに、障がい者が生活しやすい安全なまちづくりを進めるため、道路・建物等におけるバリアフリー化やバリアフリー情報の提供を推進します。

【基本施策】



4－1 防災・防犯対策の充実

①障がい者の防災講座の実施

障がい者、障がい者団体、通所施設利用者等を対象とする防災講座を実施し、障がい者自身の地域の防災活動への参加を促進します。

〔障がい者福祉課、危機管理室〕

④防犯対策の充実

障がい者が安全に安心して地域生活を営むことができるようするため、詐欺や窃盗等の犯罪に巻き込まれないよう、必要な支援に努めます。

〔障がい者福祉課、危機管理室〕

②避難行動要支援者支援制度の充実 重点施策

災害発生時に、支援が必要な障がい者の安全と健康を確保するため、避難行動要支援者支援制度を推進するとともに、対象者一人一人の避難方法を定める個別避難計画の策定を進めます。

〔障がい者福祉課、危機管理室〕

⑤福祉避難所の整備 重点施策

福祉避難所を整備し、災害発生時に支援が必要な障がい者を速やかに受け入れ、障がいの特性に応じた福祉的なサービスが提供できるよう、医療機器の配置、福祉用具の備蓄等を含めた体制づくりを行います。

また、福祉避難スペースの確保等により、一般避難所においても障がい者への配慮を行います。

〔障がい者福祉課、危機管理室〕

③防災対策の充実

災害の発生に備えるため、障がい者本人・家族・地域の支援者の対応についてまとめた防災マップ・ハンドブックの充実を図るとともに、周知を図ります。

また、簡単な操作により支援の要請ができる機器を貸与する緊急連絡システム事業を始めとする各種サービスの提供により、災害時における情報伝達の充実に努めます。

さらに、避難所における災害用備蓄物資の整備等を進め、障がいに応じた支援体制の整備に努めます。

〔障がい者福祉課、危機管理室〕

4－2 多様な住環境の整備

①住宅の整備・改善に対する支援

在宅の重度障がい者等の日常生活上の支障を解消するため、居室等の改造を助成する重度障がい者居宅改善費助成事業や日常生活用具給付事業の周知を図り、対象者が漏れなく助成等を受けられるよう利用促進に努めます。

〔障がい者福祉課〕

③共同生活援助（グループホーム）の利用に関する支援

地域において共同生活を営む障がい者に相談その他の日常生活上の援助等を行うグループホームについて、障がい者が地域での自立した日常生活を営むことができるよう、グループホームの整備を促進するとともに、障がい者一人一人の障がい特性やニーズに応じた支援ができるよう努めます。

〔障がい者福祉課〕

②住宅入居等に関する支援

施設入所者等に対して円滑に地域生活に移行できるよう支援する地域移行支援と一人暮らし等をしている障がい者に対して連絡・相談等の支援を行う地域定着支援について、相談支援事業所と連携しながら利用促進に努めます。

また、賃貸住宅等への入居が困難な障がい者に対し、相談支援事業所と連携しながら、入居に必要な調整等の支援に努めます。

〔障がい者福祉課〕

4-3 道路・建物等のバリアフリー化の推進

①歩行環境の整備

歩道の段差解消や歩道と車道の分離等を進め、障がい者が安全に通行できる歩行環境の整備に努めます。

また、通行の妨げとなる放置自転車や店頭商品等については、撤去指導等を行うなど歩行空間の確保に努めます。

〔環境課、交通政策課、道路管理課、
道路河川課〕

③ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

市内にある建物や駐車場等のバリアフリー化を促進するとともに、新たな公共施設の整備に当たってはユニバーサルデザインを取り入れ、誰もが生活しやすい環境整備を推進します。

既存の公共施設等の整備に当たっては、障がい者や関係機関の意見を聴きながらバリアフリー化を進めます。

〔都市計画課、建築審査課〕

②公共交通機関の事業者への要望

市内にある鉄道駅の施設について、障がい者に配慮した設備とするよう、鉄道事業者へ要望していきます。

また、バス事業者についてもノンステップバス等の導入や、障がい者に配慮した停留所の整備、標識の設置等改善を要望していきます。

〔交通政策課〕

④バリアフリー情報の提供の推進

公共施設等のバリアフリーに関する情報について、市ホームページ等のほか、高度化する情報通信技術を活用するなど、効果的な情報提供に努めます。

〔障がい者福祉課〕

|| 基本方針5 保健・医療の充実

障がい者が地域で安心して生活するため、障がいの状態や生活の実態に応じ、身近な地域において必要な医療的支援を受けられるよう、医療・保健・福祉・教育等の関係機関と連携し、医療に対する支援体制の充実を図ります。

また、施設や病院から地域へ移行する精神障がい者等への支援を進めるとともに、発達障がい者、高次脳機能障がい者等への支援の充実を図ります。

さらに、ひきこもりの状態にある精神障がい者等が、孤立することなく地域で暮らすことができるよう、アウトリーチの活用を含めた支援を行います。

【基本施策】



5－1 障がい者医療の支援体制の充実

①障がい者が安心して受診できる医療環境の充実

障がい者が安心して医療を受けられるよう、歯科診療を含め、適切な医療機関に関する情報を提供します。

また、乳幼児発達相談や精神保健に関する専門的な各種相談等窓口に関する情報を提供します。

[保健センター]

②リハビリテーションの充実

障がい者がリハビリテーションや自立に向けた訓練を円滑に利用できるよう、情報収集や医療・保健・福祉・教育など関係機関との連携を進め、ネットワークの充実を図ります。

[障がい者福祉課]

5－2 精神障がい者等への支援の充実

①精神保健対策の充実

保健センターや基幹相談支援センターを中心とする相談支援事業所などが連携して、精神保健に係る相談支援体制の充実を図ります。

また、精神保健に関する知識の普及・啓発を図るため、保健センターにおける講演や講座等の内容の充実に努めます。

[障がい者福祉課、保健センター]

③ひきこもりの状態にある精神障がい者等への支援

精神障がい者等の地域生活を支援するため、関係機関が連携し組織的にアウトリーチ（訪問支援）を行う体制の充実を図ります。

また、ひきこもりの支援のネットワーク機能の充実を図ります。

[生活支援課、障がい者福祉課、保健センター]

②長期入院者等に対する地域生活移行への支援

重点施策

医療機関に長期間入院している入院者の支援、施設入所者等に対する退院又は退所後の地域移行・地域定着の支援を推進するため、対象者ごとに関係機関と協議を行った上で、相談・支援を行います。

また、対象者が漏れなく支援を受けられるよう、実態の把握に努めます。

[障がい者福祉課、保健センター]

④発達障がい者及び高次脳機能障がい者への支援の充実

発達障がい及び高次脳機能障がいについての周知と理解を図り、関係機関と連携しながら、各種障がい福祉サービスの利用を促進します。

また、市職員や関係機関の職員に対し、県の研修会等への参加を促進するとともに、ペアレンツプログラム等の支援プログラムを実施するなど、支援の充実を図ります。

[障がい者福祉課、保健センター]

|| 基本方針6 生活支援サービスの充実

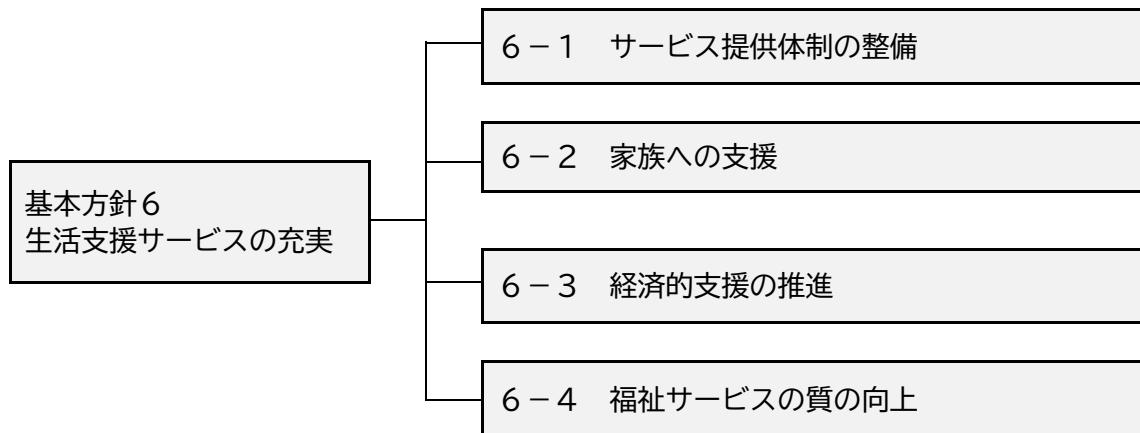
生活支援サービスの実施に当たっては、利用者がニーズに応じたサービスを主体的に選択、利用できるよう、相談支援体制を整備し、障がい者ケアマネジメント機能の充実とソーシャルワークとの連携を図ります。

また、利用者の需要を踏まえながら、サービスを提供する事業者やN P O 法人等の参入・育成に努め、基盤を整備するとともに、サービスの質の確保と向上及び適正なサービスの実施を促進します。

さらに、ヤングケアラーを始めとする障がい者の家族に対し、相談やサービスの提供が適切に行われるよう、情報提供するとともに、関係機関と連携して支援します。

そして、地域で暮らす障がい者の支援のため、医療費助成、各種手当、各種給付制度を実施するとともに、周知を図り、経済的支援を充実します。

【基本施策】



6－1 サービス提供体制の整備

①障がい福祉サービスの利用促進

サービスを確実に提供するため、事業者の参入の促進・育成を行うとともに、相談支援事業所と連携し、サービス内容等の周知を図り、充実した支援を受けられるよう努めます。

また、重度訪問介護等サービス等の提供基盤が不足しているサービスについては、近隣自治体との連携も含め、事業者の参入を促進します。

〔障がい者福祉課〕

②地域生活支援事業等の利用促進

意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業等の地域生活支援事業について、利用促進に努めます。

また、外出、送迎、一時預かり等を提供する生活サポート事業について、他のサービスとの整合性を考慮しながら制度の周知を図り、利用促進に努めます。

〔障がい者福祉課〕

③難病患者等に係る障がい福祉サービスの利用促進

難病患者等が障がい福祉サービスに係る適切な支援を受けられるようサービス内容等の周知を図り、利用促進に努めます。

〔障がい者福祉課〕

④地域活動支援センター事業の推進

障がい者が通所し、創作的活動又は生産活動、社会との交流の促進、相談支援等のサービスを提供する地域活動支援センター事業を推進します。

〔障がい者福祉課、福祉の里〕

⑤ソーシャルワーク機能の充実

市のケースワーカー、関係機関の職員等のソーシャルワーク技術を高めるとともに、相互の役割を明確にし、多様化する社会的資源のネットワーク機能の強化を図ります。

〔障がい者福祉課〕

⑥「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進

重点施策

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、重層的支援体制整備事業等の検討等の取組を推進します。

〔福祉政策課、障がい者福祉課、社会福祉協議会〕

6－2 家族への支援

①ヤングケアラー等への支援

障がい者の家族に対し、相談やサービスの提供が適切に行われるよう、情報提供とともに、関係機関と連携して支援します。

また、ヤングケアラーなど家事や家族の世話をを行う子どもについても状況を把握し、対象者に応じた適切な支援を行います。

〔福祉政策課、障がい者福祉課、こども支援課、教育相談センター〕

②精神障がい者家族会等への支援

精神障がい者家族会等の団体の活動について周知を図るとともに、相談活動について支援します。

〔障がい者福祉課〕

6－3 経済的支援の推進

①医療費助成の実施

各種医療費助成制度を実施するとともに、周知を行い、支援が必要な障がい者に確実に適用されるよう努めます。

また、難病患者等を対象とする医療給付制度の周知に努めます。

〔障がい者福祉課〕

②各種手当、給付制度の周知等

重度障がい者に対し、手当を給付するとともに、障がい者のための年金制度、税控除・免除制度、公共料金の割引制度等について、制度の周知に努めます。

また、日常生活に必要な用具の給付等の制度について周知に努めます。

〔課税課、障がい者福祉課、国保年金課〕

6－4 福祉サービスの質の向上

①適正なサービス提供の促進

サービス提供事業者の資質向上を図るとともに、サービスの適正な給付管理を行うため、研修等の機会を提供します。

また、福祉サービス事業者相互の情報交換や連携を促進します。

〔障がい者福祉課〕

②自己評価及び第三者評価の促進

福祉サービス事業者による質の高いサービス提供を促進するため、各事業所における自己評価機能を高めるとともに、第三者機関による評価の受審を促進します。

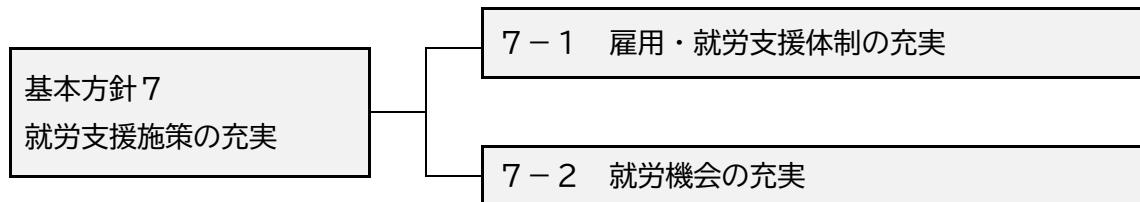
〔障がい者福祉課〕

|| 基本方針7 就労支援施策の充実

地域における自立と社会参加を促進するため、障がい者就労支援センターが関係機関と連携し、雇用・就労に関する相談・支援の充実を図り、障がい者自身の意思を尊重しながら、適性や能力に応じた就労を支援します。

また、企業に対する障がい者雇用の理解を促進し、市職員への障がい者雇用を推進します。

【基本施策】



7-1 雇用・就労支援体制の充実

①障がい者就労支援センター事業の充実

就労を希望する障がい者を対象とした職場実習等を実施するとともに、障がい者就労支援センターの就労支援員が就労中の障がい者に対する巡回訪問等を行い、職場に定着できるよう支援します。

また、関係機関と連携することにより、雇用・就労に関する相談・支援の充実を図ります。

さらに、余暇活動の機会を提供する「ゆめさくら事業」を通じて、就労及び職場定着に向けた意欲の維持・向上に努めます。

〔障がい者福祉課〕

②障がい者就労支援施設等からの物品等の優先

調達の推進

障がい者就労支援施設等からの物品等の優先調達推進方針を作成し、市による就労支援施設等への発注の拡大を図ります。

また、障がい者福祉施設利用者の工賃向上のため、福祉施設で製作された製品の展示・販売コーナーを、公共施設等に設置するなど、販路拡大を支援します。

〔障がい者福祉課〕

7-2 就労機会の充実

①企業に対する障がい者雇用の理解の促進

広報にいざや市ホームページ等を活用するとともに、巡回訪問等の機会を利用し、企業に企業実習等を依頼するなど、障がい者雇用に関する理解の促進に努めます。

また、毎年9月の障がい者雇用支援月間を中心、雇用促進活動を行います。

〔障がい者福祉課〕

②市職員への障がい者雇用の推進

障がいのある職員の安定的な雇用を進め、障がい者雇用率の維持・向上を図ります。

また、障がいのある職員が活躍できる体制整備や各種取組により、様々な障がいのある職員の職場定着を図ります。

〔人事課〕

|| 基本方針8　社会参加の拡大

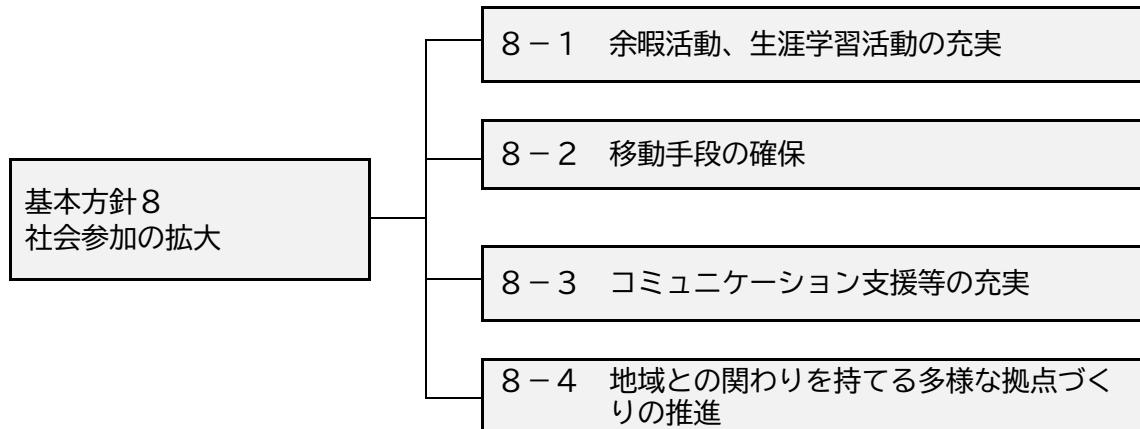
障がい者の社会参加を促進するため、スポーツ・レクリエーション及び文化・芸術活動の機会を提供するとともに、障がい者が分け隔てられることなく参加できる事業を推進し、余暇活動、生涯学習活動を通じた社会参加を支援します。

移動が困難な障がい者の移動手段の確保を図ります。

情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援については、手話通訳者派遣センターの充実を図るとともに、利用しやすい行政情報等の提供に努めます。

また、地域との関わりを持てる多様な拠点づくりを推進するため、地域福祉の活動拠点の利用支援について検討し、障がい者施設の地域交流を促進します。

【基本施策】



8－1 余暇活動、生涯学習活動の充実

①市主催行事への参加・参画の促進

市が主催する様々な行事に対し、障がい者の企画段階からの参加を促進するとともに、手話通訳者や要約筆記者等の協力体制の充実を図ります。

また、「福祉フェスティバル」の内容の充実を図り、今後もより多くの市民が参加できるよう推進します。

〔福祉政策課、障がい者福祉課、社会福祉協議会〕

②障がい者スポーツ、レクリエーションの推進

公益財団法人新座市スポーツ協会と連携し、障がい者がスポーツを楽しめる機会の提供や環境づくりを推進します。

市内障がい者団体によるスポーツ大会「にいざふれあいピック」の開催を支援するとともに、国や県が主催するスポーツ大会への参加を支援します。

2025年のデフリンピックの東京開催に当たっては、大会の開催に関連する周知等を行うことにより、障がい者スポーツの普及・啓発に努めます。

また、市内の障がい者団体等が実施する余暇活動を促進します。

〔障がい者福祉課、生涯学習スポーツ課〕

③文化・芸術活動の推進

障がい者の作品展や音楽会等、文化・芸術活動の発表の場の充実を図るとともに、その他様々な文化・芸術活動の場に障がい者が参加しやすいような環境づくりを支援します。

〔福祉の里、生涯学習スポーツ課、

歴史民俗資料館〕

④障がい者福祉センター事業の充実

福祉の里において、障がい者福祉センター事業として行っている点字講座、手話講座、要約筆記講座等の各種教室・講座等を引き続き実施するとともに、内容の充実や障がい者の地域交流の機会の拡大を図ります。

〔福祉の里〕

⑤図書館における障がい者に配慮したサービスの充実

点字図書、大活字本、ＬＬブック、電子書籍等の収集、対面朗読サービスの実施、図書宅配サービスの実施、点字利用案内等障がい者に配慮したサービスの充実を図ります。

〔中央図書館〕

⑥公民館活動への支援

障がい者が地域の一員として、公民館等における様々な地域活動に参加し、地域との交流が図れるよう支援を行います。

〔中央公民館〕

⑦生涯学習の推進

障がいの有無にかかわらず、幅広い世代の市民が生涯学習活動に参加できるよう生涯学習関連施策を推進します。

〔生涯学習スポーツ課〕

8-2 移動手段の確保

①移動に関する支援の充実

重点施策

障がい者が円滑に外出し、社会参加できるよう、移動支援事業、生活サポート事業の送迎サービス、全身性障がい者介護人派遣事業等の移動に関するサービスについて、各制度の整合性を図りながら、サービスの提供を行うとともに、制度の周知を行い、移動に関する支援の充実を図ります。

〔障がい者福祉課〕

②社会参加を支える各種助成・補助事業の充実

障がい者の社会参加を支援するため、福祉タクシー利用料金補助事業、自動車燃料費補助事業、鉄道・バス利用料補助事業等を行うとともに、事業の周知に努めます。

〔障がい者福祉課〕

③福祉有償運送の充実

福祉有償運送を提供する事業者の参入を支援するとともに、利用者への周知及び事業者への情報提供を行い、適正なサービスの利用を促進します。

〔障がい者福祉課〕

8-3 コミュニケーション支援等の充実

①情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援の推進

重点施策

聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者等のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者派遣事業等を推進します。

また、手話通訳者派遣センターの充実を図り、利便性を高めるよう努めます。

さらに、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

〔障がい者福祉課〕

③市役所等公的機関の窓口対応における配慮

市役所内の窓口に配置している手話通訳者や要約筆記者の資質の向上を図るとともに、利用者の要望等を把握しながら、障がいの状況に配慮した環境の整備を推進するなど、より利用しやすい窓口対応に努めます。

〔障がい者福祉課〕

②行政情報の点字化及び音声化の推進

広報にいざ等市が提供する情報については、利用者の要望を踏まえ、できる限り点字化及び音声化を図ります。

〔シティプロモーション課、障がい者福祉課〕

8-4 地域との関わりを持つ多様な拠点づくりの推進

①地域福祉の活動拠点の利用支援

地域福祉活動と連携し、身近な地域で様々な市民が集い相談や交流ができる活動拠点の在り方について検討し、障がい者が気軽に利用できるよう支援します。

〔福祉政策課、障がい者福祉課、社会福祉協議会〕

②障がい者施設の地域交流の促進

障がいのある人もない人も互いに理解を深め、地域で交流できる場となるよう、障がい者施設における地域交流の活動を促進します。

〔障がい者福祉課〕

|| 基本方針9 計画推進基盤の整備

本計画の総合的かつ計画的な推進のため、障がい者施策委員会と協働して進捗状況の確認及び課題事項の検討等を行うとともに、当事者や関係者の実態やニーズの把握に努めます。

障がい者の地域生活を支援する上で、従来の福祉サービスに加え、教育、防災、まちづくり等多様な分野における取組が重要であることから、庁内関係部署の連携、関係機関とのネットワーク化を推進するとともに、県や近隣自治体との連携を深めます。

また、国・県に対して制度等の改善・充実を要望していきます。

【基本施策】



9－1 推進・チェック体制の確保

①計画の評価・検証

本計画の円滑な推進を図るために、障がい者施策委員会と協働して進捗状況の確認及び課題事項の検討等を行います。

〔障がい者福祉課〕

②当事者や関係者の実態やニーズの把握

本計画を確実に推進していくために、常に当事者や関係者の実態・ニーズの把握に努めるほか、社会情勢や市内の生活環境の変化、関連制度・法令の改正等に柔軟に対応し、必要に応じて施策内容の見直しを行います。

〔障がい者福祉課〕

9－2 連携の推進

①全庁的な施策の推進

庁内関係部署の緊密な連携を図り、各種施策を展開します。

また、必要に応じて当事者及び関係者の意見が反映できる機会を設定するなど、障がい者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

〔障がい者福祉課〕

②市民との協働

地域における様々な団体等の地域福祉活動を推進する市民との連携を強化します。

〔地域活動推進課、福祉政策課、
障がい者福祉課、社会福祉協議会〕

④近隣自治体との連携

障がい者施策の推進とサービス提供のため、必要に応じて、近隣自治体との連携を積極的に図り、より効果的・効率的な施策推進とサービス提供基盤の整備に努めます。

〔障がい者福祉課〕

⑤国・県との連携

広域的な調整が必要となる取組を円滑に進めるとため、国・県との連携を強化します。

また、障がい者の利益が損なわれることがないよう、当事者の意見等を踏まえながら、制度等の改善・充実を要望していきます。

〔障がい者福祉課〕

③関係機関との連携

医療、保健、福祉、教育、就労、交通、防災、防犯等における専門的な相談・支援に対応するため、保健所や児童相談所、学校、公共職業安定所、警察署、消防署等の関係機関との連携を強化します。

〔障がい者福祉課〕

第7期新座市障がい福祉計画 第3期新座市障がい児福祉計画

|| 第1節 計画の基本的理念

国では障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、障がい福祉サービスや地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう障がい福祉計画及び障がい児福祉計画（以下「障がい福祉計画等」という。）の作成に当たって基本指針を示しています。

市では、基本指針に掲げられる点に配慮して、障がい福祉計画等を策定しています。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい者等が地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とします。

また、障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。

なお、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図ります。

さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

また、障がい福祉計画等においても、難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを踏まえ、難病患者等への支援を明確化し、計画を策定するに当たっては、難病患者の意見を踏まえます。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備します。

また、市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活支援拠点等を整備するとともに、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、その機能をさらに強化する必要があります。こうした拠点等の整備に合わせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要があります。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組みます。その際、市町村は同法に基づく地域福祉計画との連携を図りつつ、体制整備を進めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児通所支援及び障がい児相談支援については市町村を実施主体の基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようになりますことで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の待遇改善等による職場環境の整備や障がい福祉現場におけるハラスマント対策、ＩＣＴ・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に係る者が協力して取り組んでいくことが重要です。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要です。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の發揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵澤を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるＩＣＴ活用等の促進を図ります。

||第2節 令和8年度の数値目標（成果目標）

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たっては、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和8年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。

〔県〕 地域移行者数は国と同様6%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。

《設定しない理由》

本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害※や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、本県では地域移行の促進と並行して必要な施設整備は行うとしているため。

※ 強度行動障がいとは、自分の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことを言います。

【新座市の目標】

国及び県の目標数値に呼応し、令和4年度末の施設入所者数の6%を地域へ移行することとしますが、強度行動障がいや重度の重複障がいにより、共同生活援助等を利用しても地域生活が困難な者がいます。このため、地域生活における支援体制の整備強化と併せ、入所施設、基幹相談支援センター、指定一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所と連携を図り、移行可能な入所者から順次移行支援を行うとともに、地域への移行のためのサービス等の周知と利用を促していくものとします。

なお、障がい者施設入所者の削減については、県と同様な考え方に基づき、数値目標は設定しないものとします。

【目標値の設定】

8年度までの地域移行者数	
目標値	6人
4年度末の施設入所者数（87人）×6%	

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があることから、当該整備状況を評価する指標として、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数及び早期退院率に関する令和8年度における目標値を設定する。

平均生活日数に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。

地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率に関する令和8年度における目標値を設定する。

退院率に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上とし、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。

〔県〕 国基本指針のとおり

【新座市の目標】

市単独では目標値を設定することが困難なため、本市ではこの目標値を設定しませんが、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となることから、精神障がい者の精神病床からの退院の促進を図ります。

(3) 地域生活支援の充実

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためにには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

〔県〕 国基本指針のとおり

【新座市の目標】

緊急にならない地域づくりが障がい者及びその家族の安心につながることを念頭に置きつつ、利用者のニーズの把握、近隣自治体の状況を参考にしながら、実効性のある地域生活支援拠点等の機能充実に向けて検討していくため、協力事業者の増加や関係機関等と検討、協議を進めます。また、強度行動障がいを有する者に対する支援体制整備のため、地域生活支援拠点等に緊急時に対応できる短期入所等を整備することを検討します。

【参考】

«地域生活支援拠点とは»

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」等を見据え、緊急対応を円滑に行うため又は緊急対応とならないよう準備するための機能等（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。

5つの機能を集約し、共同生活援助事業所や障がい者支援施設等にその機能を付加した「多機能拠点整備型」、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」などの整備手法があり、本市では「面的整備型」での整備としています。

【目標値の設定】

区分	令和 8 年度
	目標
地域生活支援拠点等の確保	1 か所
地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の年 1 回以上の検証及び検討	実施
強度行動障がいを有する者に対する支援体制の整備	検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。

また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

〔県〕 国基本指針のとおり

【新座市の目標】

就労支援事業及び就労定着支援の利用者数や一般就労への移行者数は、増加傾向ですが、就労継続支援A型及びB型からの一般就労への移行者が少ない状況です。このため、利用者のニーズを把握し、支援内容を検討し、支援を充実することが課題です。

なお、国の基本指針のうち、一般就労への移行者数及び就労定着支援利用者数については令和5年度までに達成しているため、本市では独自の数値目標を設定します。

【目標値の設定】

① 一般就労移行者数

令和 8 年度における一般就労移行者数	
目標値	30 人
令和 4 年度の一般就労移行者数（22 人）×1.28 倍以上	

② 事業別的一般就労移行者数

令和 8 年度の一般就労移行者数				
事業	就労移行支援	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型	合計
目標値	25 人	1 人	4 人	30 人
就労移行支援事業：令和 4 年度の一般就労移行者数（19 人）×1.31				
就労継続支援 A 型事業：令和 4 年度の一般就労移行者数（0 人）×1.29				
就労継続支援 B 型事業：令和 4 年度の一般就労移行者数（3 人）×1.28				
※ 就労継続支援 A 型事業の実績が 0 人のため、目標値を 1 人とします。				

③ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者が 5 割以上の事業所数

令和 8 年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者が 5 割以上の事業所数	
目標値	2 か所
令和 8 年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者が 5 割以上の市内事業所は、2 か所を目指します。	

④ 就労定着支援利用者数

令和 8 年度の就労定着支援利用者数	
目標値	51 人
令和 4 年度の就労移行支援事業等を利用しての一般就労移行者（36 人）×1.41	

⑤ 就労定着率の高い就労定着支援事業所数

令和8年度末の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数	
目標値	2か所
令和8年度の就労定着率が7割以上の市内事業所は、2か所を目指します。	

※ 就労定着率とは、過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合のことです。

(5) 就労支援センター事業の充実

【事業の内容】

市では、障がいのある人が、障がいのない人と共に社会経済活動に参加し、能力を十分に発揮できるよう、様々な支援を行う「障がい者就労支援センター」を障がい者福祉課に設置しています。就労を希望する障がい者の相談に応じ、個々の状況に応じた就労支援を行います。

障がい者雇用を考えている事業所の情報を、埼玉県障害者雇用総合サポートセンター※へ提供し、障がい者の受入可能な事業所を開拓しています。

※ 埼玉県障害者雇用総合サポートセンターでは、企業の障がい者雇用について、雇用開拓から企業支援、定着支援まで一連の支援を行っています。

【新座市の目標】

就労に支援を必要とする全ての障がい者を対象とした就労支援、職場実習を実施するとともに、就労中の障がい者に対する巡回訪問等、就労後の職場への定着に向けた支援の強化を図ります。

また、働く障がい者が増加する中、埼玉県障害者雇用総合サポートセンター及び公共職業安定所等の各関連機関とも連携を図り、情報提供に努めるとともに、就労支援体制の充実を図ります。

【目標値の設定】

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（目標値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
就労支援センター登録者数のうち就労している人数	181人	184人	190人	195人	200人	205人
企業実習者数	4人	5人	4人	5人	5人	5人
企業に就労した人数	19人	25人	20人	20人	20人	20人
就労企業数	145社	149社	145社	150社	152社	154社
新規	12社	16社	13社	15社	15社	15社
職場への定着に向けた支援回数	223回	224回	250回	250回	270回	290回
延べ職場実習人数	701人	591人	625人	630人	630人	630人

※ 令和5年度は実績見込値です。

※ 企業実習は、一般就労を目指して企業内において技術や就労のルール等を学習します。

※ 職場への定着に向けた支援は、就労した障がい者（企業）への巡回回数です。

※ 職場実習は、就労に向けて市役所等の職場内において実習を行います。

【参考：障がい者就業・生活支援センターについて】

市の障がい者就労支援センターの事業とは別に、障害者就業・生活支援センター SWAN が、県の事業として南西部を対象に就業と生活の支援を必要とする障がい者に対し、相談や職場訪問、家庭訪問等を実施し、就業面と生活面の一体的な相談支援を行っています。

(6) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

〔県〕 国基本指針のとおり

【新座市の目標】

児童発達支援センターについては、地域における障がい児支援の中核的な機関としての支援体制の整備を図ります。

保育所等訪問支援については、令和5年8月1日現在、市内には新座市児童発達支援センターのほか6事業所が開設しています。

児童発達支援センターや新座市地域自立支援協議会子ども部会と連携し、関係機関への事業の周知を図るとともに、利用者のニーズを把握し、支援を必要とする児童が利用しやすい環境整備を図ります。

【目標値の設定】

区分	令和8年度
	目標
児童発達支援センターの設置数	1か所
保育所等訪問支援の体制の構築	実施

(7) 重症心身障がい児を支援する事業所の確保

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

〔県〕 国基本指針のとおり

※ 重症心身障がい児とは、重度の知的障がい（療育手帳の程度が④又はA）と重度の肢体不自由（身体障がい者手帳の等級が1級又は2級）が重複している児童のことを言います。

【新座市の目標】

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所はありますが、令和5年8月1日現在、市内には重症心身障がい児を主な対象とする事業所はありません。

市内外の重症心身障がい児を対象とする障がい児通所支援事業所との連携を進めます。

【目標値の設定】

区分	令和8年度
	目標
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	検討
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	検討

(8) 医療的ケア児のための支援の充実

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 令和8年度末までに、県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーター※を配置することを基本とする。

なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上で、圏域での設置であっても差し支えない。

〔県〕 国基本指針のとおり

なお、市町村計画には、協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置という記載だけでなく、各市町村で医療的ケア児とその家族のニーズに応えることができ、個別支援が可能となる体制を具体的に記載することが望ましい。

※ 医療的ケア児等に関するコーディネーターとは、医療的ケア児等の支援を総合調整する人のことを言います。

保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐこととされています。

【新座市の目標】

令和3年11月に関係機関等が連携を図るための協議の場として新座市医療的ケア児支援事業検討会議を設置し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を目的に情報共有や検討を行っています。また、令和5年度から医療的ケア児等コーディネーターも配置する見込みです。

医療的ケア児の支援に当たっては、個別支援を通じた医療的ケア児に関する地域課題の抽出や医療的ケア児等コーディネーターの効果的な配置の充実を図ります。

【目標値の設定】

区分	令和8年度末
	目標
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の充実	実施
医療的ケア児等に関するコーディネーターの充実	実施

(9) 相談支援体制の充実・強化等

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

〔県〕 国基本指針のとおり

【新座市の目標】

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを2か所設置しています。

障がい者福祉課及び基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を継続し、連携して相談支援体制の充実及び強化を図ることを目標とします。

基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化とは、指定特定相談支援事業所に対して、指導・助言を行ったり、人材育成に係る研修会等を開催したり、新座市地域自立支援協議会相談支援部会と連携強化の取組を行うことを想定しています。

また、新座市地域自立支援協議会と基幹相談支援センターとが連携し、個別事例の検討を通じた地域課題の抽出により、地域サービス基盤の開発・改善等に取り組みます。

【目標値の設定】

区分	令和8年度
	目標
基幹相談支援センターの設置	実施
協議会における事例検討の実施	実施

(10) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。

また、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、下記に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

- 1 県が実施する研修への市町村職員の参加
- 2 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有体制の構築と実施
- 3 県が実施する指導監査の適正実施と共有体制の構築及び共有

〔県〕 国基本指針のとおり

【新座市の目標】

障害者総合支援法の具体的な内容を理解するため、県等が実施する研修に積極的に参加します。

また、障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用し、事業所と情報共有するとともに、システムを活用した障がい福祉サービス等の利用状況の把握や検証を実施します。

さらに、県が実施する障がい福祉サービス事業者等への指導監査結果を共有し、障がい福祉サービス等の質の向上に努めます。

【目標値の設定】

区分	令和8年度
	目標
障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組	実施
障がい福祉サービス等の利用状況の把握・検証	実施
障がい福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築	実施

||第3節 サービスの見込量と確保策

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

【サービスの概要】

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護の総称で、各サービスの内容は下表のとおりです。ここでは、居宅介護を含む支援である重度障がい者等包括支援も訪問系サービスと捉えます。

サービス名	内 容
居 宅 介 護	居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等を提供する。
重 度 訪 問 介 護	重度の障がい者であって常時介護を要する障がい者に対し、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他のサービス及び外出時ににおける移動中の介護を総合的に提供する。
同 行 援 護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、その他の便宜を供与する。
行 動 援 護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者のうち、常時介護を要する障がい者に対し、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行う。
重 度 障 が い 者 等 包 括 支 援	常時介護を要する障がい者のうち、介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護及びその他の障がい福祉サービスを包括的に提供する。

【利用者像】

〔居宅介護〕

障がい支援区分※1以上の障がい者

〔重度訪問介護〕

障がい支援区分4以上で、一定の基準を満たす重度の障がい者

〔同行援護〕

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有し、一定の基準を満たす障がい者等

〔行動援護〕

障がい支援区分3以上であって、知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者

〔重度障がい者等包括支援〕

障がい支援区分6に該当し、意思疎通に著しい困難を有し、四肢全てに麻痺があり寝たきり状態にある障がい者

※ 障がい支援区分とは、障害者総合支援法で定められている障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。障がい者からのサービス支給に係る申請に応じ、市町村審査会等を経て認定を行います。非該当及び区分1から区分6までの区分があり、区分6が支援の度合いが最も高いです。

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、本市をサービスの提供地域としている事業所は、市内に19か所あり、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では、63か所（休止している事業所も含む。）あります。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

障がい者手帳の取得人数の増加に伴い、訪問系サービス利用者数や利用時間は今後も増加することが見込まれます。

特に重度訪問介護、同行援護及び行動援護については、サービス提供事業所の整備や人材確保に努めます。

表 訪問系サービス 実績値と計画値

[月間]

区分	サービス名	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数 (人)	居宅介護	193	201	210	219	228	238
	重度訪問介護	17	16	17	18	18	19
	同行援護	39	37	37	37	37	37
	行動援護	1	1	1	1	1	1
	重度障がい者等 包括支援	0	0	0	0	0	0
合計		250	255	265	275	284	295
利用時間 (時間)	居宅介護	3,626	3,774	3,925	4,107	4,275	4,463
	重度訪問介護	6,778	6,446	6,778	7,213	7,237	7,666
	同行援護	881	806	806	811	816	821
	行動援護	5	4	4	6	6	6
	重度障がい者等 包括支援	0	0	0	0	0	0
合計		11,290	11,030	11,513	12,137	12,334	12,956

※ 令和5年度は実績見込値です。



図 訪問系サービス 実績値と計画値

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

【サービスの概要】

生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護をする障がい者に対し、主として昼間、障がい者支援施設等で入浴、排せつ、食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【利用者像】

- 障がい支援区分3以上の障がい者（施設入所にあっては、障がい支援区分4以上）
- 50歳以上の場合は、障がい支援区分2以上の障がい者（施設入所にあっては、障がい支援区分3以上）

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内7か所のほか、朝霞地区4市で運営する「すわ縁風園」があり、県内では527か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

事業の特性上、一度通所した利用者が退所することが少ない事業所であることに加え、特別支援学校の卒業生の進路先になっていること等の理由から利用者の増加が見込まれますが、近年の日中サービス支援型共同生活援助事業所の増加により、一定程度生活介護利用者数が抑えられていることが想定されます。

市内における新たな事業所の確保に努めるとともに、指定特定相談支援事業所と密に連携し、生活介護を利用したい者が実際に利用できるよう、市外の事業所との連携を強化することによりサービス提供の確保に努めます。

また、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障がい者のニーズや、支援が必要な者の把握に努めます。

表 生活介護 実績値と計画値

[月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	211	213	215	217	219	221
利用日数（日）	4,136	4,169	4,202	4,247	4,286	4,326

※ 令和5年度は実績見込値です。

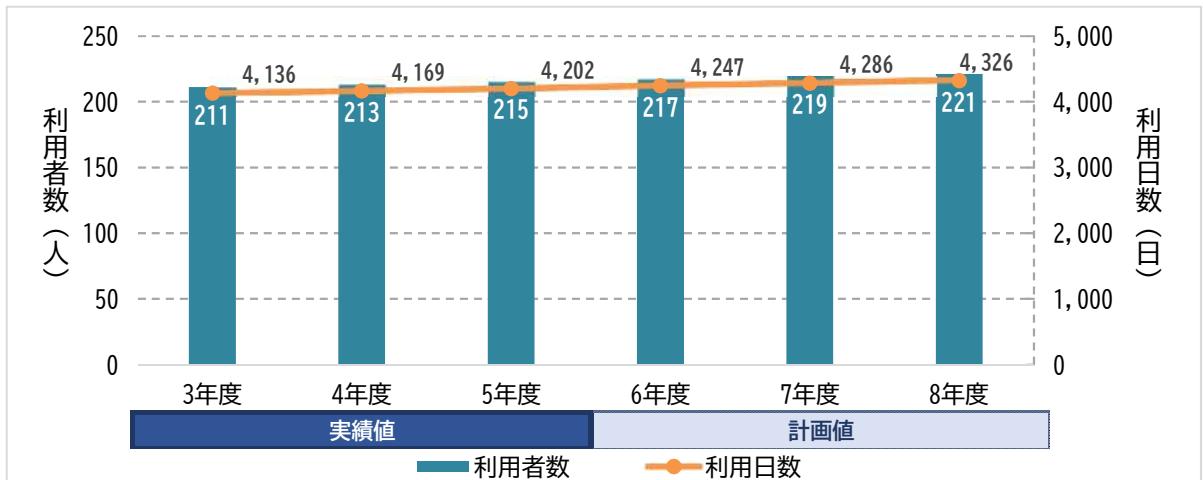


図 生活介護 実績値と計画値

表 生活介護（強度行動障がい） 計画値 [月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	109	114	119

表 生活介護（高次脳機能障がい） 計画値 [月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	3	4	5

表 生活介護（医療的ケアを必要とする者）

計画値 [月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	11	11	11

② 自立訓練（機能訓練）

【サービスの概要】

自立訓練（機能訓練）は、地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・回復等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に対し、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を提供します。

【利用者像】

- 入所施設・病院を退所・退院し、地域生活への移行等を図る上で、身体機能の維持・回復等の支援や身体的リハビリテーションの継続が必要な障がい者
- 特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は市内にはありませんが、県内では国立障害者リハビリテーションセンターを含め13か所あります。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

利用者が限られていることもあります。過去の利用実績から、月間2人の利用を見込んでいます。今後も、円滑にサービスを提供できるよう指定特定相談支援事業所、入所施設、病院等の各関係機関と連携し、周知を図ります。

表　自立訓練（機能訓練）　実績値と計画値

[月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	2	1	2	2	2	2
利用日数（日）	36	7	44	44	44	44

※ 令和5年度は実績見込値です。

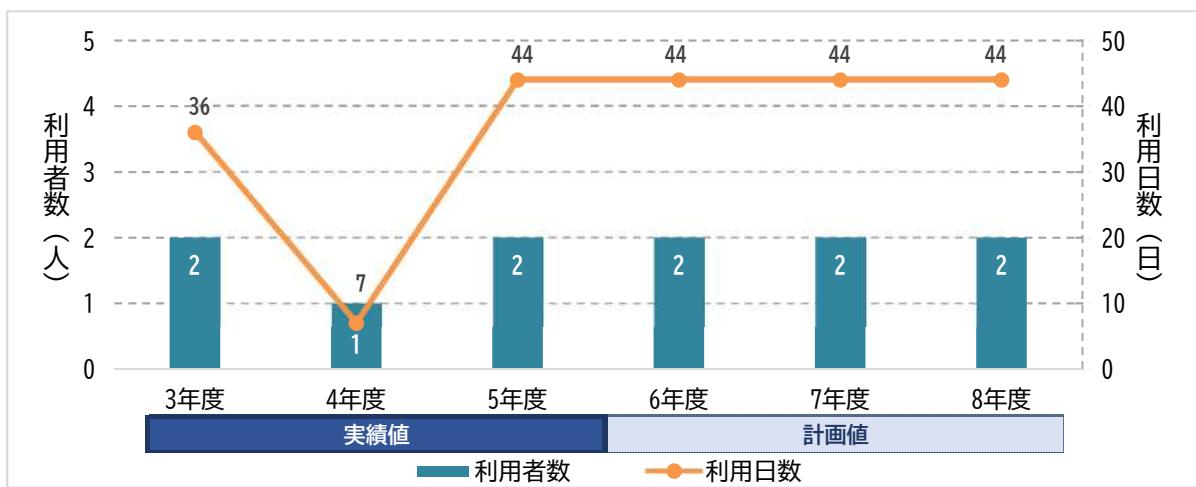


図 自立訓練（機能訓練） 実績値と計画値

③ 自立訓練（生活訓練）

【サービスの概要】

自立訓練（生活訓練）は、地域生活を営む上で、一定の支援が必要な障がい者に対し、食事や家事等の日常生活能力向上するための支援や日常生活上の相談支援等を提供します。

【利用者像】

- 入所施設・病院を退所・退院し、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な障がい者
- 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、市内にサービスを提供する事業所はありませんが、県内では国立障害者リハビリテーションセンターを含め58か所あります。

また、近年ではいわゆる「リワーク（復職）支援」を行う生活訓練事業所が増加しています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

今後、入所施設や病院から地域生活への移行が促進され、このサービスの必要性が高まっていくと考えられることから、事業所の整備を促進するとともに、利用希望者の適性に合った支援を行います。また、通所事業所や病院など各関係機関との連携を図り、情報の把握に努めるとともに、就労移行支援等の他のサービスを考慮して、利用者にとって適切な支援を行います。

表 自立訓練（生活訓練） 実績値と計画値

[月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	10	13	17	19	21	24
利用日数（日）	140	185	244	278	307	351

※ 令和5年度は実績見込値です。

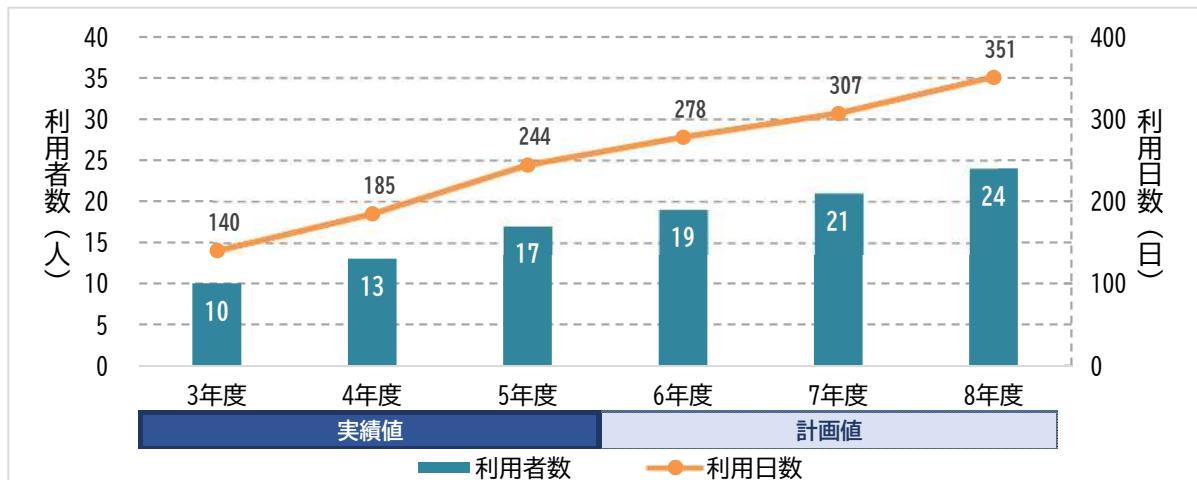


図 自立訓練（生活訓練） 実績値と計画値

④ 就労選択支援

【サービスの概要】

就労選択支援は、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

【利用者像】

- 特別支援学校卒業者、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者
- 就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を現に利用している者

【サービス提供基盤の状況】

新規の事業であり、事業所開所等の情報はまだ把握できません。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

このサービスは、改正障害者総合支援法の公布後3年の範囲内において政令で定める日に施行することとされており、令和5年8月1日現在、詳細は示されていません。今後詳細等が示され次第、事業所の整備を促進するとともに、利用希望者の適性に合った支援を検討します。

表 就労選択支援 計画値 [年間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	0	3	5

⑤ 就労移行支援

【サービスの概要】

就労移行支援は、一般就労を希望し、就労が見込まれる障がい者に対し、生産活動、実習、職場探し等の活動を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練等を提供します。

【利用者像】

- 就労を希望するものの、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の障がい者
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の免許を取得することにより、就労を希望する障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は2か所、県内では訓練等の提供事務所が198か所及び養成施設が国立障害者リハビリテーションセンターの1か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

障がい者の雇用対策の促進に伴い、今後もサービスの利用は増加していくものと見込まれます。事業所の整備を促進するとともに、訓練の内容が多様であるため、利用希望者に合った支援を行います。

表 就労移行支援 実績値と計画値

[月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	70	85	103	103	113	125
利用日数（日）	1,193	1,388	1,610	1,742	1,911	2,114

※ 令和5年度は実績見込値です。



図 就労移行支援 実績値と計画値

⑥ 就労継続支援A型

【サービスの概要】

就労継続支援A型は、一般就労が困難な障がい者で、雇用契約に基づく就労が可能な者に対し、利用者と事業者が雇用関係を結び、就労の機会の提供をするとともに、生産活動やその他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供します。

【利用者像】

- 就労移行支援事業を利用したものの、企業等の雇用に結び付かなかった障がい者
- 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったものの、企業等の雇用に結び付かなかった障がい者
- 企業等を離職した者等就労経験のある人で、現在雇用関係がない障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は1か所、県内では120か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

就労継続支援B型事業所の利用者には、就労継続支援A型事業所への移行の可能性のある利用者もいることが考えられます。指定特定相談支援事業所や就労継続支援B型事業所が連携を図り、利用者の適性に合った支援ができるよう働き掛けます。

また、市内事業所が1か所のみのため、整備を促進する必要があります。市内や近隣での事業所の開設情報等の把握に努め、利用を希望する者に対して、周知を図ります。

表 就労継続支援A型 実績値と計画値

[月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	30	30	30	31	33	34
利用日数（日）	547	539	539	564	600	619

※ 令和5年度は実績見込値です。

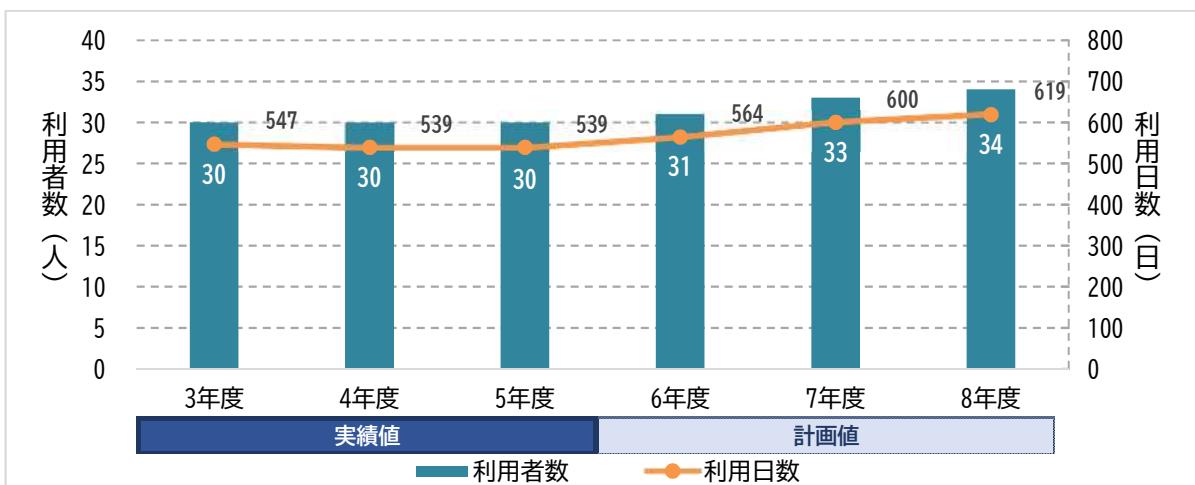


図 就労継続支援A型 実績値と計画値

⑦ 就労継続支援B型

【サービスの概要】

就労継続支援B型は、就労移行支援事業等を利用したものの一般企業等への雇用に結び付かない人や、一定年齢に達している人等に対し、通所により就労や生産活動の機会を提供します。

【利用者像】

- 就労経験があるものの、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった障がい者
- 就労移行支援事業を利用した結果、企業や就労継続支援A型（雇用型）への雇用に結び付かなかった障がい者
- 上記に該当しない人のうち、50歳に達している障がい者又は障がい基礎年金1級受給者等

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は8か所、県内では586か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

今後も利用希望者の増加が見込まれます。

市内における新たな事業所の確保に努めるとともに、市外の事業所との連携を強化することによりサービス提供の確保に努めます。

表 就労継続支援B型 実績値と計画値

[月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	259	259	265	269	274	279
利用日数（日）	3,999	4,000	4,091	4,155	4,232	4,309

※ 令和5年度は実績見込値です。

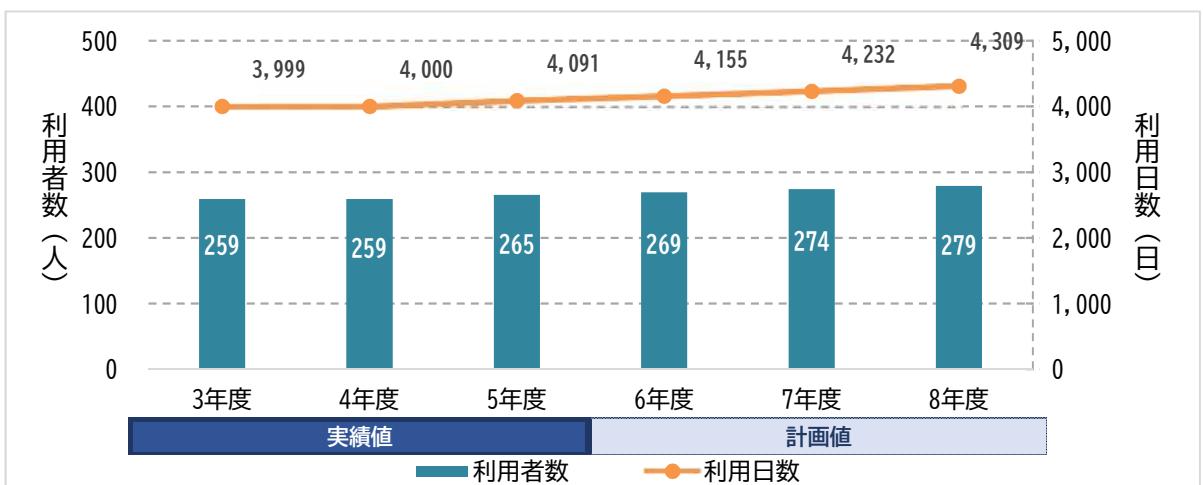


図 就労継続支援B型 実績値と計画値

⑧ 就労定着支援

【サービスの概要】

就労定着支援は、一般就労へ移行した障がい者について、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、就労の継続を図るための関係機関との連絡調整を行うとともに、就労に伴う生活面の課題に対し、必要な指導・助言等を行います。

【利用者像】

- 就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がい者で、就労を継続している
期間が6月を経過した者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は2か所、県内では110か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

一般就労した障がい者が継続して就労していくために、有効な支援と考えています。就労移行支援等を利用した者が対象であるため、就労に関する相談の際に、就労移行支援等と併せて制度の周知を行います。

また、就労定着支援事業所が指定特定相談支援事業所や就労移行支援事業所等と連携できるよう働き掛けるとともに、利用者の適正に合った支援ができるよう努めます。

表 就労定着支援 実績値と計画値

[月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	28	36	46	54	66	81

※ 令和5年度は実績見込値です。

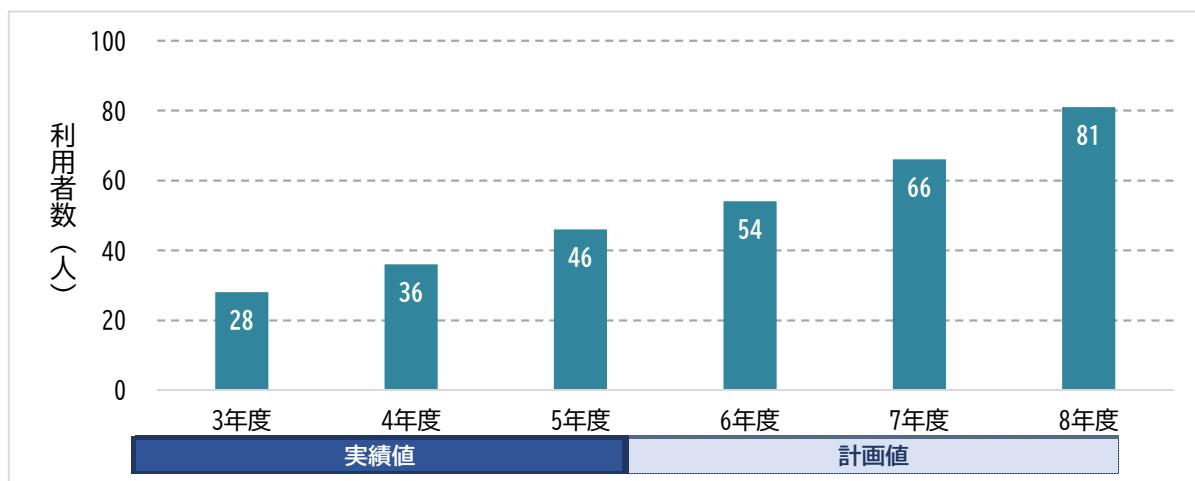


図 就労定着支援 実績値と計画値

⑨ 療養介護

【サービスの概要】

療養介護は、医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者に対し、主として昼間に病院・施設において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の支援を行います。

【利用者像】

- 筋萎縮性側索硬化症（A L S）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障がい支援区分6の障がい者
- 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障がい支援区分5以上の障がい者
- 一定の医療的ケアが必要な者であって、医療的ケアの度合いによっては強度行動障がい又は遷延性意識障がいのある障がい支援区分5以上の障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、市内でサービスを提供している施設（病院）はなく、県内では8か所となっています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

このサービスは、利用者が限られていることから、利用者数は横ばいになることを見込んでいます。

入所の希望があった際には、入所に向けて医療機関等と連携を図ります。

表 療養介護 実績値と計画値

[月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	19	20	21	21	21	21
利用日数（日）	577	611	639	639	639	639

※ 令和5年度は実績見込値です。

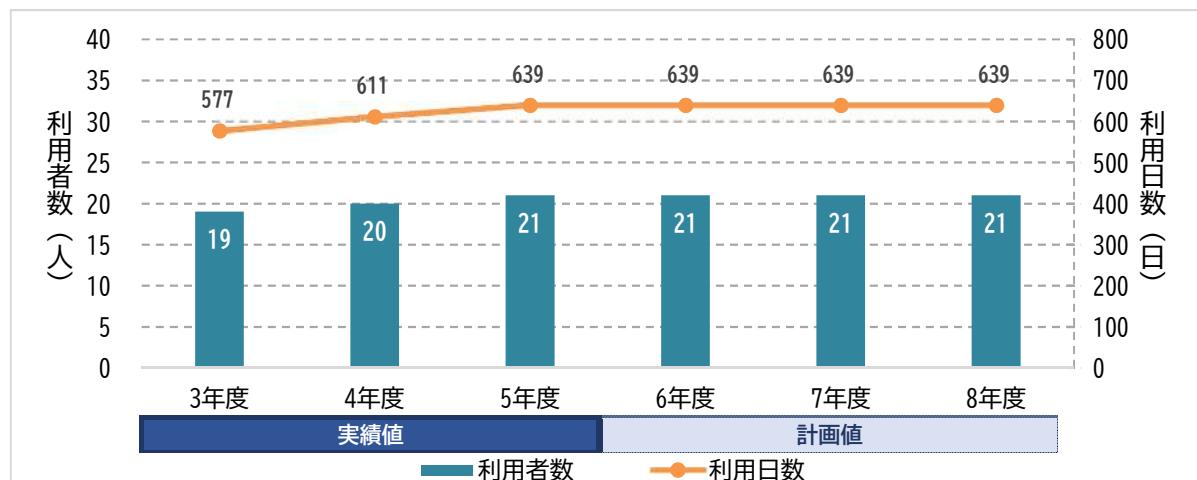


図 療養介護 実績値と計画値

⑩ 短期入所（福祉型、医療型）

【サービスの概要】

短期入所（福祉型、医療型）は、介護者の疾病その他の理由で障がい者支援施設やグループホームに短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

【利用者像】

- 障がい支援区分1以上の障がい者
- 医療型はこれに加え、療養介護対象者、重症心身障がい児、遷延性意識障がい者等、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン系疾病を有する人

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は福祉型の8か所があり、県内では福祉型及び医療型を合わせて345か所あります。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

介護者の疾病等での利用、グループホームへの入居を視野に入れた集団生活を経験するための利用等の需要から、サービスの利用は増加が見込まれます。

障がい者支援施設や一部のグループホームが短期入所サービスの対応を行っていますが、確保できるベッド数に限りがあることや、利用前の面接や体験入所を必要としている事業所もあることから、緊急時の利用に限らず受入れが困難な状況があります。また、空床があっても遠方の事業所を利用する際は、交通手段がない等の課題があります。

このため、市内における新たな事業所の確保に努めるとともに、緊急時の受入先の確保や事業所の受入状況についての情報収集を行い、サービス提供基盤の確保につなげていきます。

また、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障がい者のニーズや、支援が必要な者の把握に努めます。

表 短期入所（福祉型、医療型） 実績値と計画値 [月間]

区分		第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
福祉型	利用者数（人）	14	18	23	25	29	35
	利用日数（日）	70	170	159	187	217	262
医療型	利用者数（人）	1	1	1	1	1	1
	利用日数（日）	5	5	5	5	5	5
合計	利用者数（人）	15	19	24	26	30	36
	利用日数（日）	75	175	164	192	222	267

※ 令和5年度は実績見込値です。



図 短期入所（福祉型） 実績値と計画値

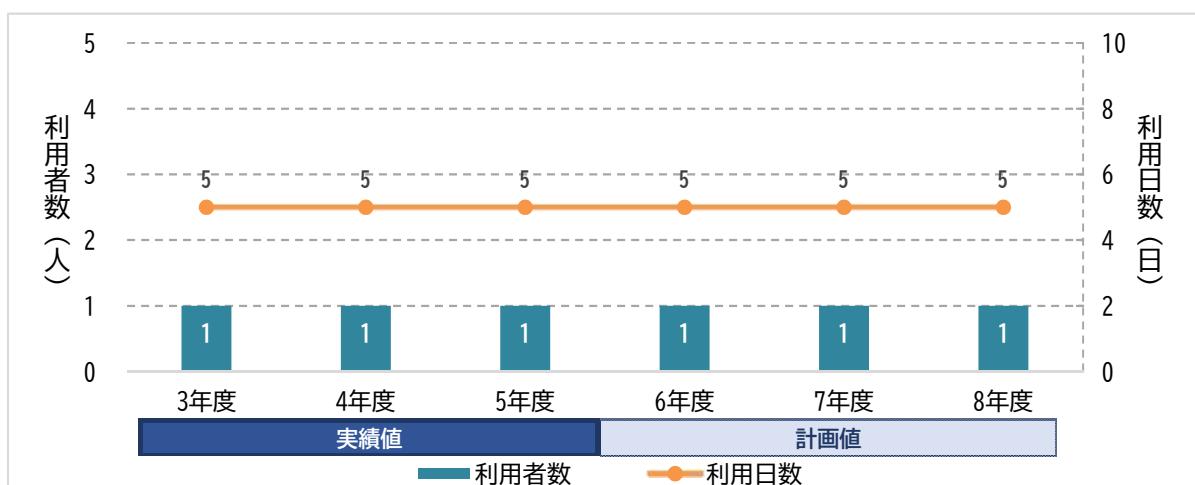


図 短期入所（医療型） 実績値と計画値

表 短期入所（強度行動障がい） 計画値 [月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	10	12	15

表 短期入所（高次脳機能障がい） 計画値 [月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	1	1	1

表 短期入所（医療的ケアを必要とする者） 計画値 [月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	5	5	5

(3) 自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援・地域生活支援拠点等

① 自立生活援助

【サービスの概要】

自立生活援助は、障がい者支援施設やグループホーム等を利用していった障がい者で一人暮らしを希望する人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や医療機関等との連絡調整等、適時のタイミングで適切な支援を行います。

【利用者像】

- 障がい者支援施設やグループホーム等を利用していった障がい者で一人暮らしを希望する人等

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は1か所、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では21か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

将来一人暮らしをしたいと考えている障がい者が多くいるため、本人や施設及び病院等に対して制度の周知や利用に向けた支援を行っていくことで、利用希望者を把握する必要があります。

また、居宅介護や地域定着支援等の他のサービスを考慮して、利用者にとって適切な支援を行います。

さらに、市内に1事業所のみのため、サービス提供基盤の整備を図ります。

表 自立生活援助 実績値と計画値

[月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	6	5	6	6	6	6

※ 令和5年度は実績見込値です。

② 共同生活援助（グループホーム）

【サービスの概要】

共同生活援助（グループホーム）は、障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助等を行います。

また、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談に応じます。

【利用者像】

- 就労又は就労移行支援等の日中活動を利用している障がい者で、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の援助を必要とする人

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は24か所、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では1,187か所です（サテライト型住居は本体住居の住所と同一であっても別事業所とします。）。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

グループホームの整備については、一定の成果がみられています。しかし、親亡き後を見据え、グループホームの利用を希望する障がい者の数も増えていることや、施設・医療機関からの地域移行を希望する障がい者の居住の場として、グループホームの需要は更に増加する見込みです。そのため、指定特定相談支援事業所及び共同生活援助事業所と連携しながら、利用者のニーズに合った利用支援を図ります。

また、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障がい者のニーズや、支援が必要な者の把握に努めます。

表 共同生活援助（グループホーム） 実績値と計画値 [月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	114	132	152	172	195	222
利用日数（日）	3,242	3,772	4,375	4,903	5,558	6,328

※ 令和5年度は実績見込値です。



図 共同生活援助（グループホーム） 実績値と計画値

表 共同生活援助（グループホーム）（強度行動障がい）

区分	第7期計画期間（計画値） [月間]		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	28	32	37

表 共同生活援助（グループホーム）（高次脳機能障がい）

区分	第7期計画期間（計画値） [月間]		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	3	3	3

表 共同生活援助（グループホーム）（医療的ケアを必要とする者） 計画値
[月間]

区分	第7期計画期間（計画値） [月間]		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	2	2	2

③ 施設入所支援

【サービスの概要】

施設入所支援は、夜間において介護が必要な人や、通所が困難な生活介護、自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

【利用者像】

- 生活介護を受けている人のうち、障がい支援区分が4以上の障がい者（50歳以上の場合は区分3以上）
- 自立訓練、就労移行支援を受けている人で、次のいずれかに該当する障がい者
 - ・生活能力から単身の生活が困難な障がい者
 - ・地域の社会資源の状況から、通所することが困難な障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、市内でサービスを提供している施設はありませんが、朝霞地区4市で運営する「すわ緑風園」のほか、近隣では朝霞市の「あさか向陽園」がサービスを提供しています。県内では105か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

家族の高齢化、障がいの重度化や親亡き後を見据え、サービス利用希望者の増加が見込まれます。

増加する需要に対して施設が不足しているため、本人の現状把握と県への迅速な入所調整依頼に努めるとともに、今後も県及び近隣自治体と連携し、広域的な観点から施設の整備を促進します。

表 施設入所支援 実績値と計画値

[月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	92	89	89	89	90	90
利用日数（日）	2,773	2,668	2,668	2,666	2,696	2,696

※ 令和5年度は実績見込値です。



図 施設入所支援 実績値と計画値

④ 地域生活支援拠点等

【サービスの概要】

地域生活支援拠点等は、障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」等を見据え、緊急対応を円滑に行うため又は緊急対応とならないよう準備するための機能等（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。

5つの機能を集約し、共同生活援助事業所や障がい者支援施設等にその機能を付加した「多機能拠点整備型」、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」などの整備手法があり、本市では「面的整備型」での整備としています。

【利用者像】

- 緊急対応が必要な障がい者やその家族
- 緊急対応とならないように準備する必要のある障がい者やその家族

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、実施していません。令和5年度に、地域生活支援拠点等を1か所確保する見込みです。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

緊急にならない地域づくりが障がい者及びその家族の安心につながることを念頭に置きつつ、利用者のニーズの把握、近隣自治体の状況を参考にしながら、実効性のある地域生活支援拠点等の機能充実に向けて検討していくため、協力事業者の増加や関係機関等と検討、協議を進めます。また、強度行動障がいを有する者に対する支援体制整備のため、地域生活支援拠点等に緊急時に対応できる短期入所等を整備することを検討します。

表 地域生活支援拠点等 実績値と計画値

[年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
設置箇所数	0	0	1	1	1	1
コーディネーターの配置人数（人）	-	-	-	0	0	1
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数（回）	0	4	6	6	6	6

※ 令和5年度は実績見込値です。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

【サービスの概要】

計画相談支援は、サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要な場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

【利用者像】

- 障がい福祉サービスを利用する障がい者で、市がサービス等利用計画案の提出を求めた人
- その他の障がい福祉サービス事業者等との連絡調整や相談対応等を必要とする障がい者等やその家族（サービス等利用計画案の提出を求めた人を除く。）

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、市内でサービスを提供している事業所は16か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

障がい者のサービス利用者は、今後も増加していくものと見込まれますが、現状で既に市内事業所の相談支援専門員は不足している状況があります。

そのため、引き続き通所事業所等の新規開所相談時に指定特定相談支援事業所の併設を依頼すること、他市の事業所との連携を一層強化することで見込量の確保に努めます。

また、市内団体による相談支援従事者初任者研修を実施する場合は、相談支援専門員の充足状況を勘案しながら、必要な協力をしています。

表 計画相談支援 実績値と計画値

[年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	971	1,034	1,096	1,164	1,237	1,315

※ 令和5年度は実績見込値です。



図 計画相談支援 実績値と計画値

② 地域移行支援

【サービスの概要】

地域移行支援は、入所施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のため障がい福祉サービス事業所への同行支援等を行うものです。

【利用者像】

- 障がい者支援施設等に入所している障がい者
- 精神科病院に入院している精神障がい者
- 救護施設、更生施設に入所している障がい者
- 刑事施設（刑務所等）、少年院に収容されている障がい者
- 更生保護施設に入所している障がい者、自立更生促進センター等に宿泊している障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は1か所、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では69か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

過去の利用実績から年間2人の利用を見込んでいます。

潜在的な利用希望者がいると考えられるため、指定一般相談支援事業所、施設及び病院等と連携し、サービスの利用につなげていきます。

表 地域移行支援 実績値と計画値

[年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	0	0	2	2	2	2

※ 令和5年度は実績見込値です。

③ 地域定着支援

【サービスの概要】

地域定着支援は、居宅で単身等で生活する障がい者が地域生活を継続していくため、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に訪問等の各種支援を行うものです。

【利用者像】

- 単身で生活する障がい者
- 同居している家族等が障がい、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は1か所、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では67か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

引き続き、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所及び自立生活援助事業所と連携し、より適切な支援を図ることに努めます。

表 地域定着支援 実績値と計画値

[年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	3	2	3	3	3	3

※ 令和5年度は実績見込値です。

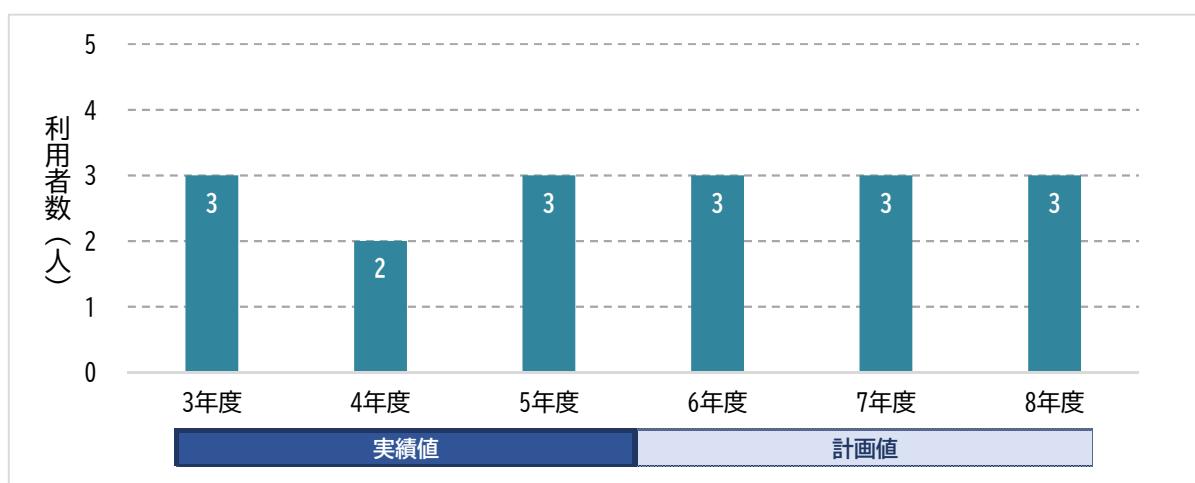


図 地域定着支援 実績値と計画値

(5) 障がい児支援

① 児童発達支援

【サービスの概要】

児童発達支援は、障がい児に対し、通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の支援を行うものです。

【利用者像】

- 療育を行う必要があると認められる未就学児

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、児童発達支援事業所は、市内には新座市児童発達支援センターのほか18か所あり、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では440か所あります。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

利用者数は大幅な増加傾向にあり、事業所数も増加傾向にあります。各事業所が特色をいかしたサービスを提供しているため、引き続き指定障がい児相談支援事業所等と連携を図り、利用者の適性に合ったサービスの提供を目指します。

※ P110⑤障がい児相談支援に指定障がい児相談支援のサービス概要が表記されています。

表 児童発達支援 実績値と計画値

[月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	184	245	326	344	408	484
利用日数（日）	1,558	2,063	2,723	2,832	3,359	3,985

※ 令和5年度は実績見込値です。



表 児童発達支援（重症心身障がい児） 計画値 [月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	1	1	1
利用日数（日）	5	5	5

表 児童発達支援（医療的ケア児） 計画値 [月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	4	4	4
利用日数（日）	40	40	40

② 放課後等デイサービス

【サービスの概要】

放課後等デイサービスは、就学している障がい児に対し、放課後や休日の通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行うものです。

【利用者像】

- 学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学し、生活能力等の向上のために療育的な支援が必要な障がい児

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、市内でサービスを提供している事業所は26か所、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では647か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

利用者数は増加傾向にあり、市内事業所数も増加傾向にあります。各事業所が特色をいかしたサービスを提供しているため、引き続き指定障がい児相談支援事業所等と連携を図り、利用者の適性に合ったサービスの提供を目指します。

表 放課後等デイサービス 実績値と計画値 [月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	270	305	341	391	442	501
利用日数（日）	3,267	3,634	4,033	4,755	5,376	6,093

※ 令和5年度は実績見込値です。

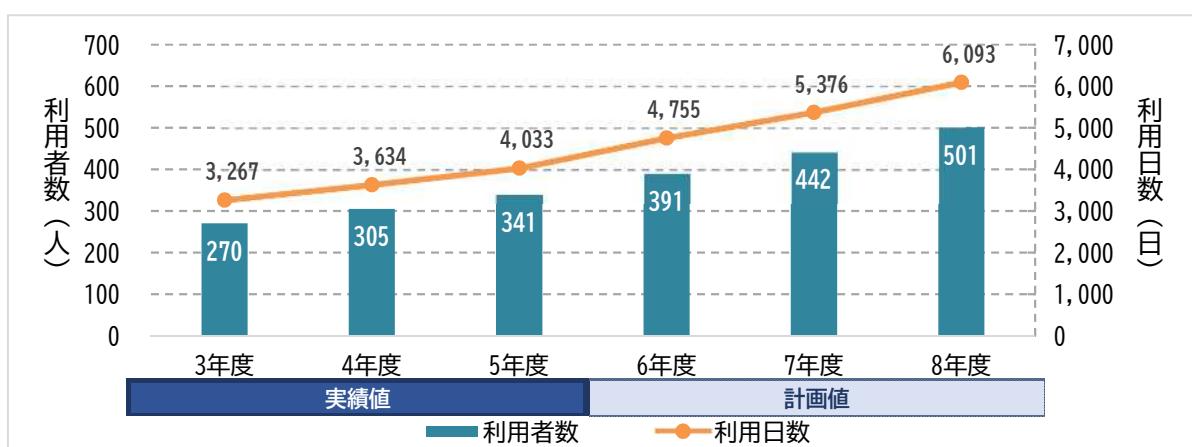


図 放課後等デイサービス 実績値と計画値

表 放課後等デイサービス（重症心身障がい児）

計画値

[月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	6	6	7
利用日数（日）	87	87	101

表 放課後等デイサービス（医療的ケア児）

計画値

[月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	10	13	16
利用日数（日）	135	176	216

③ 保育所等訪問支援

【サービスの概要】

保育所等訪問支援は、保育所等（保育所、幼稚園、学校等）を訪問し、障がい児が他の児童との集団生活に適応するための専門的な支援等を行うものです。

【利用者像】

- 保育所等の集団生活を営む施設に通う障がい児

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、市内でサービスを提供している事業所は新座市児童発達支援センターのほか6か所あり、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では102か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

制度の周知が図られたため、近年では事業所が増加し、利用者が大幅に増加しています。今後も利用者は増加することを見込んでいるため、引き続き保育所等への事業内容の周知を図るとともに、利用者のニーズを把握して適切な支援を行います。

表 保育所等訪問支援 実績値と計画値

[月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	18	38	58	88	133	202
利用日数（日）	20	42	64	97	146	222

※ 令和5年度は実績見込値です。

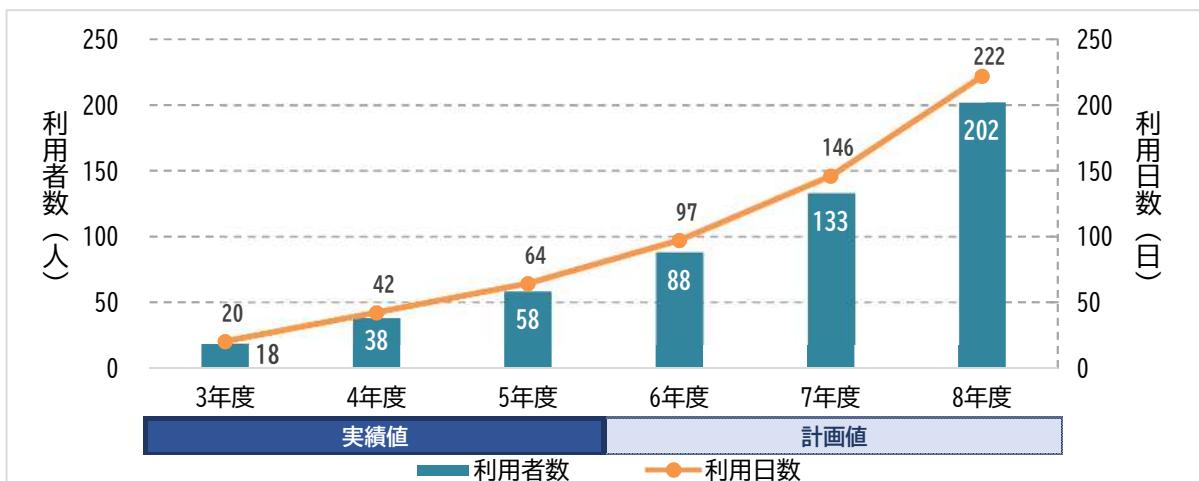


図 保育所等訪問支援 実績値と計画値

表 保育所等訪問支援（重症心身障がい児）

区分	計画値 [月間]		
	6年度	7年度	8年度
利用者数 (人)	1	1	1
利用日数 (日)	2	2	2

表 保育所等訪問支援（医療的ケア児）

区分	計画値 [月間]		
	6年度	7年度	8年度
利用者数 (人)	1	1	1
利用日数 (日)	2	2	2

④ 居宅訪問型児童発達支援

【サービスの概要】

重度の障がい等の状態にあり、障がい児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行うものです。

【利用者像】

- 重度の障がい等があり、障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、市内は事業所開所等の情報はありませんが、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では6か所の設置があります。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

利用希望者の把握の方法を検討し、実態の把握に努めます。

また、市内に事業所がないため提供基盤の整備を進めるとともに、近隣自治体に、開所した事業所の実施状況等を調査します。

表 居宅訪問型児童発達支援 実績値と計画値

[月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	0	1	0	0	0	0
利用日数（日）	0	1	0	0	0	0

※ 令和5年度は実績見込値です。

表 居宅訪問型児童発達支援（重症心身障がい児）

計画値

[月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	0	0	0
利用日数（日）	0	0	0

表 居宅訪問型児童発達支援（医療的ケア児）

計画値

[月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	0	0	0
利用日数（日）	0	0	0

⑤ 障がい児相談支援

【サービスの概要】

障がい児相談支援は、サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要な場合に、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

【利用者像】

- 障がい福祉サービスを利用する障がい児で、市がサービス等利用計画案の提出を求めた人
- 障がい児通所支援を申請した障がい児で、市が障がい児支援利用計画案の提出を求めた人

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、市内でサービスを提供している事業所は10か所です。市外の事業所の支援も受けて、サービスの利用希望者に対応している状況です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

今後も利用希望者は増加傾向にあることが見込まれますが、現状で既に市内事業所の相談支援専門員は不足している状況があります。引き続き通所事業所等の新規開所相談時に指定特定相談支援事業所の併設を依頼するとともに、他市の事業所との連携を一層強化することで見込量の確保に努めます。

また、市内団体が相談支援従事者初任者研修を実施する際には必要な協力をを行い、見込量の確保に努めます。

表 障がい児相談支援 実績値と計画値

[年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	550	687	851	939	1,097	1,283

※ 令和5年度は実績見込値です。



図 障がい児相談支援 実績値と計画値

表 障がい児相談支援（重症心身障がい児）

区分	第7期計画期間（計画値）			[年間]
	6年度	7年度	8年度	
利用者数（人）	7	7	8	

表 障がい児相談支援（医療的ケア児）計画値 [年間]

区分	第7期計画期間（計画値）			[年間]
	6年度	7年度	8年度	
利用者数（人）	14	17	20	

⑥ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

【サービスの概要】

医療的ケア児等が身近な地域で必要な支援が受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育等の関連分野の支援を調整するコーディネーター※の配置を促進するものです。

※ コーディネーターとは、医療的ケア児等の支援を総合調整する人のことを言います。

保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に對しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐこととされています。

【サービス提供基盤の状況】

市内事業所等にコーディネーター養成研修の修了者はいますが、令和5年8月1日現在、コーディネーターとしての配置には至っていませんが、令和5年度中に6人配置する見込みとなっています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

医療的ケア児のための協議の場において、コーディネーターの効果的な配置についても関係機関と検討します。

表 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

実績値と計画値

[年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
配置人数（人）	0	0	6	6	6	6

※ 令和5年度は実績見込値です。

⑦ 障がい児の子ども・子育て支援等

【サービスの概要】

子ども・子育て支援施設等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、幼稚園や保育園等における障がいのある児童の受け入れ体制整備を行うものです。

【サービス提供基盤の状況】

令和5年4月1日現在、市内で障がい児及びその疑いのある児童を受け入れている施設は、幼稚園9か所、公立保育園6か所、法人保育園21か所、小規模保育施設1か所、放課後児童保育室17か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

障がいの種類や程度も多岐にわたります。障がい児の保育等の需要については、今後も増加が見込まれており、その障がい等の理由により支援を必要とする子どもへの対応のために職員を加配する施設への補助を実施するとともに、引き続き保育施設等に通う障がい児を支援するための保育所等訪問支援や、保護者からの相談に対応する体制の整備を図っていきます。

表 障がい児の子ども・子育て支援等 実績値と計画値

[年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	受入れ人数			受入れ人数		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
幼稚園	25	21	35	41	49	58
保育園	52	57	69	75	82	89
放課後児童保育室	75	80	81	84	87	91

※ 令和3年度から令和5年度までは各年度4月1日時点の実績値です。

【算出根拠】

(幼稚園及び保育園)

令和5年5月に市内の幼稚園及び保育所等を対象に実施した「幼稚園、保育園等に通園している園児の実態把握調査」の調査結果において、「障がい者手帳を所持している」、「小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となる疾患がある」、「知的障がいや発達障がいの診断を受けている」と保護者から申出のあった園児の数の合算値

(放課後児童保育室)

障がいを理由に職員の加配を必要とする児童数を基に算出しています。

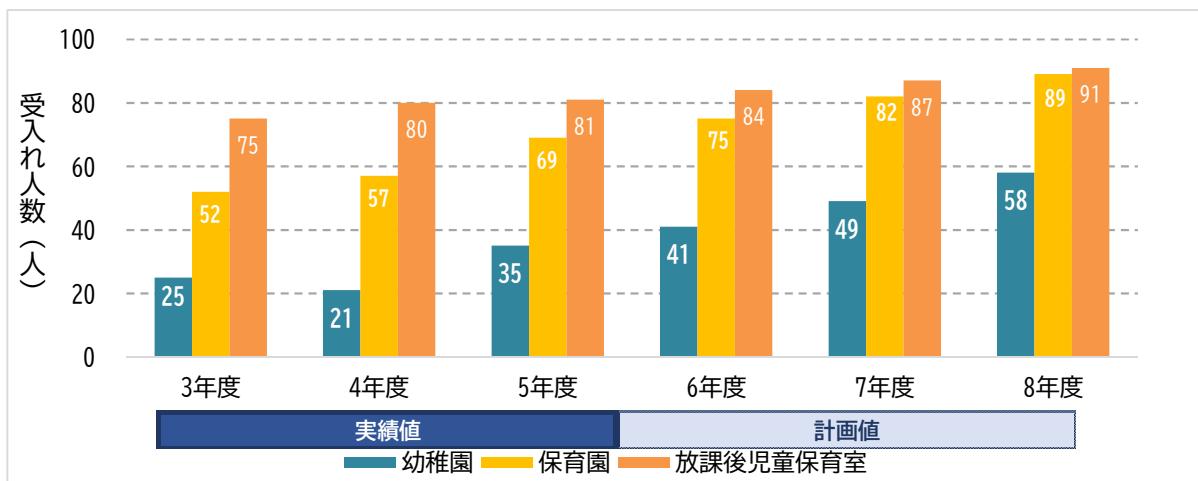


図 障がい児の子ども・子育て支援等 実績値と計画値

(6) 発達障がい者等への支援

① ペアレントトレーニングの支援プログラム

【サービスの概要】

ペアレントトレーニング（以下「ペアトレ」という。）は、保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性も踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とする講座です。

【利用者像】

- 発達障がいのある子どもの保護者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、ペアトレについては、実施していません。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

ペアトレについては、市で開催することの必要性を検証するとともに、引き続き実施について検討していきます。

表 ペアレントトレーニングの支援プログラム 実績値と計画値

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
ペアレントトレーニング	検討	検討	未実施	検討	検討	検討

※ 国・県は数値目標として、受講者数を目標値とすることとしていますが、実施方法及び実施規模から検討する必要があるため、数値目標は立てません。

※ 令和5年度は実績見込みです。

② ペアレントプログラム等の支援プログラム

【サービスの概要】

ペアレントプログラム（以下「ペアプロ」という。）は、保護者が、子どもの行動の捉え方を変え、前向きに考えることができるようになることを目指す講座です。

【利用者像】

- 発達障がいのある子どもの保護者

【サービス提供基盤の状況】

ペアプロについては、令和4年度から実施しています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

ペアプロについては、引き続き実施しますが、開催日や効果的な周知方法を検討します。

表 ペアレントプログラム等の支援プログラム 実績値と計画値 [年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
受講者数（人）	検討	16	18	20	20	20
実施者数（人）	検討	2	3	3	3	3

※ 令和5年度は実績見込値です。

③ ペアレントメンターの養成

【サービスの概要】

発達障がいのある子どもの保護者に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供するペアレントメンターの養成を図るものです。

ペアレントメンターは、自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者のことです。

【利用者像】

- 発達障がいのある子どもの保護者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、ペアレントメンターの養成に関わる事業は実施していません。また、市内在住のペアレントメンターは把握していません。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

埼玉県が実施する、ペアレントメンター養成講座の活用を検討する必要があります。養成講座の周知を図るとともに、ペアレントメンターの支援体制についても検討します。

表 ペアレントメンターの養成 実績値と計画値

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
ペアレントメンターの養成	検討	検討	検討	検討	検討	検討

※ 国・県は数値目標として、ペアレントメンターの人数を目標値とすることとしていますが、ペアレントメンターの養成講座の活用等から検討する必要があるため、数値目標は立てません。

※ 令和5年度は実績見込みです。

④ ピアサポートの活動への参加促進

【サービスの概要】

発達障がい者に対し、発達障がいのある人同士で行う支え合い活動（ピアサポート）への参加を促進するものです。

【利用者像】

- 発達障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、実施していません。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

ピアサポートの活動への参加を促進する支援は、ピアサポートグループの構築又はその後方支援やピアソーターの活用等様々な方法がありますので、効果的な支援方法等を研究・検討し、実施につなげていきます。

表 ピアサポートの活動への参加促進 実績値と計画値

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
ピアサポート活動の参加促進	検討	検討	検討	検討	検討	実施

※ 国・県は数値目標として、ピアサポートの活動への参加人数を目標値とすることとしていますが、ピアサポート活動への支援の方法等から検討する必要があるため、数値目標は立てません。

※ 令和5年度は実績見込みです。

(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催

【サービスの概要】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を開催し、重層的な連携による支援体制の構築を図ります。

【サービス提供基盤の状況】

地域包括ケアシステムの協議の場として、新座市地域自立支援協議会に地域移行・定着支援部会を設置しています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

地域移行・定着支援部会で協議を重ね、本市における支援体制の充実を図ります。

表 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催 実績値と計画値 [年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
協議の場の開催回数（回）	6	6	6	6	6	6

※ 令和5年度は実績見込値です。

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加促進

【サービスの概要】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加を促進し、重層的な連携による支援体制の構築を図ります。

【サービス提供基盤の状況】

地域包括ケアシステムの協議の場として、新座市地域自立支援協議会地域移行・定着支援部会を設置しています。

地域移行・定着支援部会では協議会委員を中心に、保健、医療、福祉、家族等の関係者で構成しています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

重層的な連携による支援体制の充実を図るため、必要な保健、医療及び福祉関係者の地域移行・定着支援部会への参加を促します。

表 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加促進

実績値と計画値

[年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）	45	36	40	40	40	40

※ 令和5年度は実績見込値です。

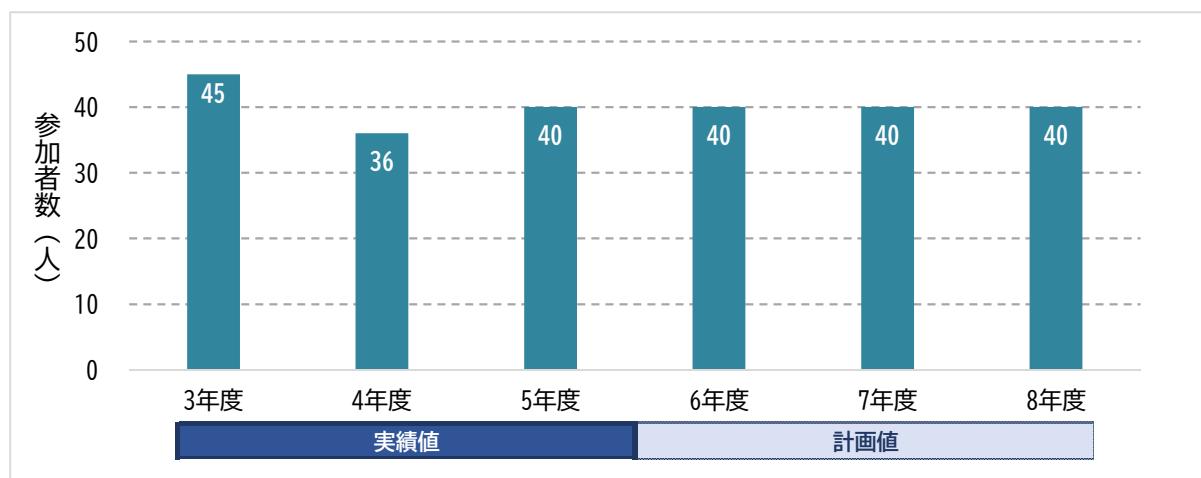


図 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加促進 実績値と計画値

③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施

【サービスの概要】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定し、重層的な連携による支援体制の構築を図ります。

【サービス提供基盤の状況】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価は、年1回実施しています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

地域移行・定着支援部会において、適切な目標を設定し、年1回評価を行います。

表 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施

実績値と計画値

[年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標設定及び評価の実施回数（回）	1	1	1	1	1	1

※ 令和5年度は実績見込値です。

④ 精神障がい者の地域移行支援

【サービスの概要】

地域移行支援は、入所施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のため障がい福祉サービス事業所への同行支援等を行うものです。

【利用者像】

- 障がい者支援施設に入所している精神障がい者
- 精神科病院に入院している精神障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は1か所、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では69か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

潜在的な利用希望者がいると考えられるため、指定一般相談支援事業所、施設及び病院等と連携し、サービスの利用につなげていきます。

表 精神障がい者の地域移行支援 実績値と計画値

[年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	0	0	2	2	2	2

※ 令和5年度は実績見込値です。

⑤ 精神障がい者の地域定着支援

【サービスの概要】

地域定着支援は、居宅で単身等で生活する障がい者が地域生活を継続していくため、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に訪問等の各種支援を行うものです。

【利用者像】

- 障がい者支援施設から退所し、地域で生活している精神障がい者
- 精神科病院から退院し、地域で生活している精神障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は1か所、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では67か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

引き続き、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所及び自立生活援助事業所と連携し、より適切な支援を図ることに努めます。

表 精神障がい者の地域定着支援 実績値と計画値

[年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	3	2	3	3	3	3

※ 令和5年度は実績見込値です。

⑥ 精神障がい者の共同生活援助

【サービスの概要】

共同生活援助（グループホーム）は、障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助等を行います。

また、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談に応じます。

【利用者像】

- 就労又は就労移行支援等の日中活動を利用している障がい者で、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の援助を必要とする精神障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内で22か所、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では903か所です（サテライト型住居は本体住居の住所と同一であっても別事業所とします。）。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

施設・医療機関からの地域移行又は家族から離れ、地域での自立した生活への移行を希望する精神障がい者の居住の場として、今後も需要の増加が見込まれます。

市内の事業所は近年増加し、サービス提供基盤は整備されてきているため、今後はニーズに合った利用支援に焦点を当て、共同生活援助の中でも不足している類型（介護サービス包括型や日中サービス支援型等）の把握に努めます。

表 精神障がい者の共同生活援助 実績値と計画値

[月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	32	42	54	70	91	118

※ 令和5年度は実績見込値です。

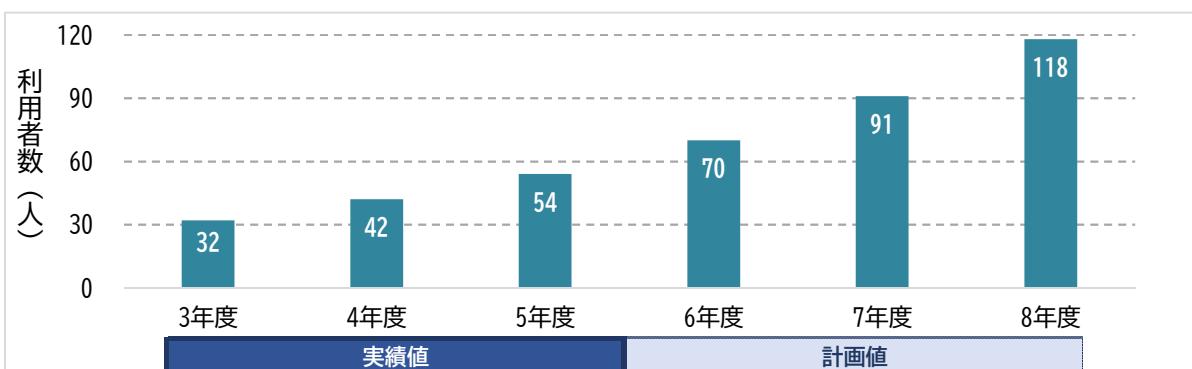


図 精神障がい者の共同生活援助 実績値と計画値

⑦ 精神障がい者の自立生活援助

【サービスの概要】

自立生活援助は、障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や医療機関等との連絡調整等、適時のタイミングで適切な支援を行います。

【利用者像】

- 障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する精神障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は1か所、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では21か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

将来一人暮らしをしたいと考えている障がい者が多くいるため、本人や施設及び病院等に対して制度の周知や利用に向けた支援を行っていくことで、利用希望者を把握する必要があります。

また、居宅介護や地域定着支援等の他のサービスを考慮して、利用者にとって適切な支援を行います。

さらに、市内に1事業所のみのため、サービス提供基盤の整備を図ります。

表 精神障がい者の自立生活援助 実績値と計画値

[月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	6	5	6	6	6	6

※ 令和5年度は実績見込値です。

⑧ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）

【サービスの概要】

自立訓練（生活訓練）は、地域生活を営む上で、一定の支援が必要な障がい者に対し、食事や家事等の日常生活能力向上するための支援や日常生活上の相談支援等を提供します。

【利用者像】

- 入所施設・病院を退所・退院し、地域への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な精神障がい者
- 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な精神障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、市内にサービスを提供する事業所はありませんが、県内では52か所あります。

また、近年ではいわゆる「リワーク（復職）支援」を行う生活訓練事業所が増加しています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

今後、入所施設や病院から地域生活への移行が促進され、このサービスの必要性が高まっていくと考えられることから、事業所の整備を促進するとともに、利用希望者の適性に合った支援を行います。また、通所事業所や病院など各関係機関との連携を図り、情報の把握に努めるとともに、就労移行支援等の他のサービスを考慮して、利用者にとって適切な支援を行います。

表 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）計画値 [月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	14	14	14

(8) 相談支援体制の充実・強化等

① 基幹相談支援センターの設置

【サービスの概要】

基幹相談支援センターは、地域における障がい者に関する相談支援の中核的な役割を担う機関として設置され、障がい者やその家族、関係機関からの総合相談窓口として、必要な支援や情報提供を行います。

【サービス提供基盤の状況】

2か所の法人に委託し、基幹相談支援センターを設置しています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

引き続き2か所の基幹相談支援センターを委託し、基幹相談支援センターの支援体制の充実・強化に努めます。

表 基幹相談支援センターの設置 計画値

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
基幹相談支援センターの設置の有無	有	有	有

② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

【サービスの概要】

基幹相談支援センターは、指定特定相談支援事業所に対して、指導・助言を行ったり、人材育成に係る研修会等を開催したり、新座市地域自立支援協議会相談支援部会と連携強化の取組を行います。また、主任相談支援専門員を確保し、その機能を有効に活用します。

【サービス提供基盤の状況】

2か所の法人に委託し、基幹相談支援センターを設置しています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

引き続き2か所の基幹相談支援センターを委託し、基幹相談支援センターの支援体制の充実・強化に努めます。

表 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化
の取組 計画値 [年間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
指導・助言件数（件）	135	140	145
人材育成の支援件数（件）	5	5	5
連携強化の取組（回）	12	12	12
個別事例の支援内容の検証の実施（回）	12	12	12
主任相談支援専門員の配置（見込）数（人）	1	1	1

※ 関連項目の障がい者相談支援事業については、P134①障がい者相談支援事業に表記しています。

③ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

【サービスの概要】

協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う会議体のこととを言います。

協議会における個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備を図るため、協議会の構成員に対して守秘義務が課されるとともに、関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務が課されることとなりました。

協議会における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備が活性化されることが重要です。

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、新座市地域自立支援協議会には相談支援部会、子ども部会、地域移行・定着支援部会及び地域生活支援部会の4つの専門部会が設置されています。

専門部会では、課題別に具体的な議論や研修を行うことで、施策提言、情報共有及びサービスの質の向上を図っています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

各専門部会を中心に個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて、協議会として地域の支援体制の整備や資質の向上に努めます。

表 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善 計画値 [年間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
協議会における事例検討実施回数（回）	7	7	7
参加事業者・機関数	70	70	70
協議会の専門部会の設置数	4	4	4
協議会の専門部会の実施回数（回）	40	40	40

(9) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

【事業の内容】

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修へ市町村職員が参加します。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

障がい福祉サービス等の質を向上するため、県が実施する障がい福祉サービス等の研修に参加するほか、その他の研修を積極的に活用します。

表 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

区分 計画値	第7期計画期間（計画値） [年間]		
	6年度	7年度	8年度
県が実施する障がい福祉サービスに係る研修、その他の研修への市職員の参加人数（人）	12	12	12

② 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

【事業の内容】

障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を整備します。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、報酬請求上の注意点を事業所と情報共有します。

また、県が実施する障がい福祉サービス事業者等への指導監査結果を共有し、障がい福祉サービス等の質の向上に努めます。

表 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果

の共有 計画値 [年間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数（回）	12	12	12
指導監査結果の関係市町村との共有体制の有無	有	有	有

2 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

【事業の内容】

理解促進研修・啓発事業は、地域の住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるために実施する研修・啓発事業です。

【サービス提供基盤の状況】

各種講演会や研修事業を開催しているほか出前講座を実施し、共に暮らすための新座市障がい者基本条例や障害者差別解消法の説明を行い、地域共生社会の実現に向け、障がいについて正しく理解することや、差別の禁止、合理的配慮の提供についての啓発に努めています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

市ホームページ等を活用し、ノーマライゼーションの普及・啓発を行うとともに、共に暮らすための新座市障がい者基本条例に係る啓発用パンフレットを活用した出前講座等を実施するなど、普及・啓発に努めます。

表 理解促進研修・啓発事業 実績値と計画値

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
理解促進研修・啓発事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※ 令和5年度は実績見込みです。

(2) 自発的活動支援事業

【事業の内容】

自発的活動支援事業は、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。

【サービス提供基盤の状況】

障がい者団体等が実施する事業の名義後援等で支援しています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

今後も障がい者団体等が実施する事業の名義後援等を行って支援します。

また、障がい者団体等の活動が、今後も安定して継続されるよう引き続き支援します。

表 自発的活動支援事業 実績値と計画値

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
自発的活動支援事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※ 令和5年度は実績見込みです。

(3) 相談支援事業

① 障がい者相談支援事業

【事業の内容】

障がい者相談支援事業は、障がい者等からの相談に応じ、情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、障がい者同士によるピアカウンセリングや障がい者の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

【サービス提供基盤の状況】

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを2か所設置し、障がい者福祉課を含め、障がい者相談支援事業の実施箇所は、3か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

現在の事業の質を維持しつつ、相談件数を考慮して、基幹相談支援センターの適切な運営及び設置数を検討します。

表 障がい者相談支援事業 実績値と計画値

[年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実施箇所数	3	3	3	3	3	3
実利用者数（人）	-	-	-	2,153	2,317	2,495

※ 令和5年度は実績見込値です。

② 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

【事業の内容】

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）は、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援する事業です。

【サービス提供基盤の状況】

現在、障がい者福祉課及び基幹相談支援センター等が個々の相談に対応していますが、事業としては未実施です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

基幹相談支援センター等と内容や支援の方法等について検討します。

表 住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 実績値と計画値

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
住宅入居等支援事業の実施	検討	検討	検討	検討	検討	実施

※ 令和5年度は実績見込みです。

(4) 成年後見制度利用支援事業

【事業の内容】

成年後見制度利用支援事業は、障がい者の権利擁護を図るため、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援する事業です。

【サービス提供基盤の状況】

障がい者福祉課と相談支援専門員等が相談支援を行っています。

また、市長申立てによる支援を行い、成年後見の審判請求の申立ての費用、成年後見人等の報酬を助成しています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

第7期の計画値は、第6期の実績値と同等の数値を見込んでいますが、利用対象者等の見直しについて検討します。

また、障がい者福祉課と相談支援専門員等が連携を図り支援します。

(審判請求)

表 成年後見制度利用支援事業（審判請求） 実績値と計画値 [年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用件数（件）	2	0	2	3	3	3

※ 令和5年度は実績見込値です。

(報酬助成)

表 成年後見制度利用支援事業（報酬助成） 実績値と計画値 [年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用件数（件）	7	7	8	9	11	13

※ 令和5年度は実績見込値です。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【事業の内容】

成年後見制度法人後見支援事業は、障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備とともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

【サービス提供基盤の状況】

現在、公益社団法人新座市シルバー人材センターが成年後見制度法人後見を実施しています。令和5年度に社会福祉協議会が成年後見制度法人後見支援事業を開始する予定です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

今後、公益社団法人新座市シルバー人材センター、社会福祉協議会及び関係機関との協議を行いながら、引き続き実施します。

表 成年後見制度法人後見支援事業 実績値と計画値

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
成年後見制度法人後見支援事業の実施	検討	検討	実施	実施	実施	実施

※ 令和5年度は実績見込みです。

(6) 意思疎通支援事業

【事業の内容】

意思疎通支援事業は、意思疎通の円滑化を図るため、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体等の障がいや難病により意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対し、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行う事業です。

【サービス提供基盤の状況】

手話通訳者派遣事業については、市の手話通訳者派遣センターから専任手話通訳者及び登録手話通訳者の派遣並びに埼玉聴覚障害者情報センターに派遣の委託を実施しています。

要約筆記者派遣事業については、埼玉聴覚障害者情報センターに事業を委託し派遣しています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

手話通訳者派遣事業利用者は、ほぼ横ばいであり、今後も市の専任手話通訳者及び登録手話通訳者を育成し、手話通訳者派遣センターの安定的な運営により、引き続きサービスを確保していきます。

要約筆記者派遣事業については、制度の周知を図ります。

また、聴覚障がい以外の障がい者等への意思疎通支援の在り方について、研究します。

表 意思疎通支援事業 実績値と計画値

[年間]

区分		第6期計画期間 (実績値)			第7期計画期間 (計画値)		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
手話通訳者 派遣事業	実利用者数（人）	29	25	25	25	25	25
	延べ利用件数（件）	286	364	364	364	364	364
	延べ派遣人数（人）	372	351	351	351	351	351
要約筆記者 派遣事業	実利用者数（人）	0	0	2	2	2	2
	延べ利用件数（件）	0	0	2	2	2	2
	延べ派遣人数（人）	0	0	6	6	6	6

※ 令和5年度は実績見込値です。

※ 要約筆記者派遣事業については、埼玉聴覚障害者情報センターに派遣依頼した件数で算出しています。

(7) 日常生活用具給付等事業

【事業の内容】

日常生活用具給付等事業は、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するため、障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付する事業です。

介護・訓練支援用具（特殊マット等）、自立生活支援用具（T字つえ等）、在宅療養等支援用具（ネブライザー（吸入器等））、情報・意思疎通支援用具（視覚障がい者用拡大読書器等）、排泄管理支援用具（ストマ装具等）、住宅改修費（居宅生活動作補助用具）等があります。

【サービス提供基盤の状況】

障がい者等に対し、日常生活用具の給付を実施しています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

排泄管理支援用具については、今後も増加が見込まれます。その他の支援用具については、年度による増減があることから、第7期の計画値は第6期の実績値を考慮し見込んでいます。

引き続き、日常生活用具の必要性の高い障がい者等に対し、制度の周知を行い、サービス利用の促進に努めます。

表 日常生活用具給付等事業 実績値と計画値

[年間]

区分	第6期計画期間 (実績値)			第7期計画期間 (計画値)		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護・訓練支援用具（件）	9	11	8	10	10	10
自立生活支援用具（件）	13	9	12	12	12	12
在宅療養等支援用具（件）	17	7	16	14	14	14
情報・意思疎通支援用具（件）	6	24	35	22	22	22
排泄管理支援用具（件）	3,509	3,511	3,645	3,741	3,840	3,942
住宅改修費（件） (居宅生活動作補助用具)	1	2	3	2	2	2

※ 令和5年度は実績見込値です。

(8) 手話奉仕員養成事業

【事業の内容】

手話奉仕員養成事業は、聴覚障がい者等との交流活動の促進、支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

【サービス提供基盤の状況】

手話奉仕員養成研修として、入門講座及び基礎講座を福祉の里で実施しています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

今後も手話奉仕員養成講座について、開催の周知を更に図るとともに、受講者の増加に努めます。

表 手話奉仕員養成事業

[年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
入門講座修了者数（人）	19	14	20	25	25	25
基礎講座修了者数（人）	13	14	20	25	25	25

※ 令和5年度は実績見込値です。

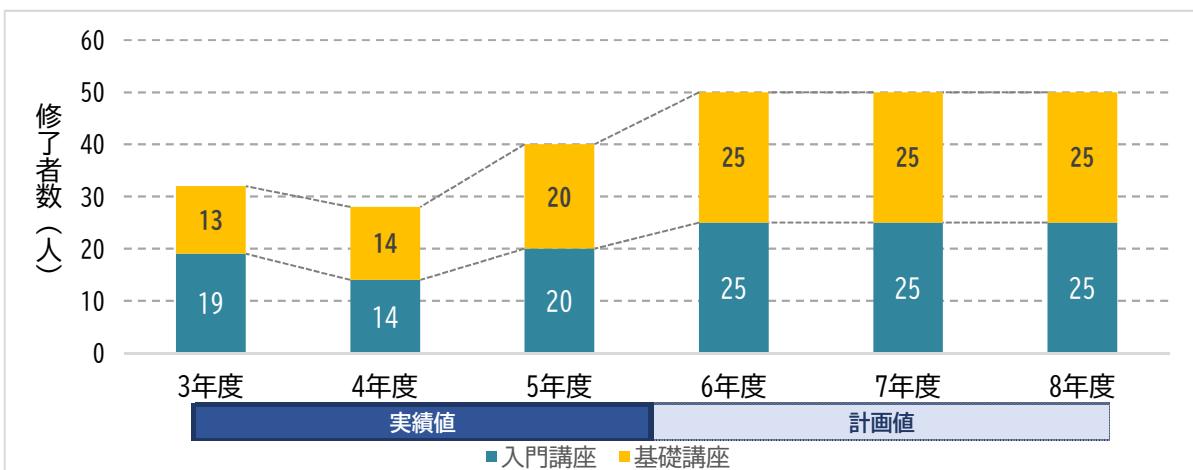


図 手話奉仕員養成事業 実績値と計画値

【参考】

手話奉仕員養成講座の修了者で、手話通訳者を目指す希望者を対象に、福祉の里で「中級講座」、市の手話通訳者派遣センターで「手話通訳者養成講座」を実施しています。

表 中級講座及び手話通訳者養成講座の修了者数 実績値と計画値

[年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
中級講座修了者数（人）	12	19	20	20	20	20
手話通訳者養成講座修了者数（人）	5	2	3	3	3	3

※ 令和5年度は実績見込値です。

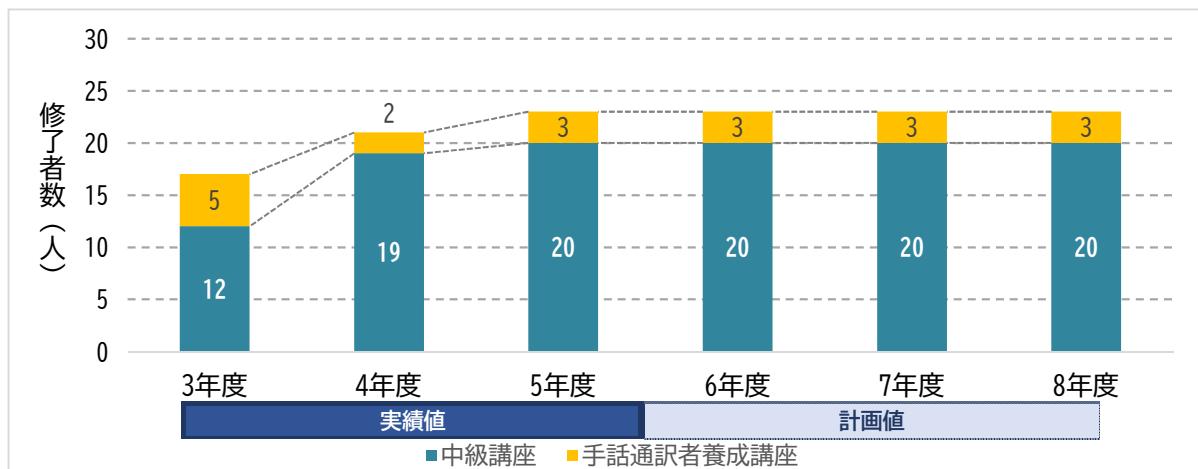


図 中級講座及び手話通訳者養成講座の修了者数 実績値と計画値

(9) 移動支援事業

【事業の内容】

移動支援事業は、地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行う事業です。

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内に14か所あり、市外では62か所あります。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

利用者は増加する傾向が見られることから、引き続きサービス提供基盤の整備促進に努めます。

表 移動支援事業 実績値と計画値

[月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	100	107	122	124	126	128
利用時間（時間）	1,209	1,304	1,562	1,578	1,603	1,629

※ 令和5年度は実績見込値です。



図 移動支援事業 実績値と計画値

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

【事業の内容】

地域活動支援センター機能強化事業は、障がい者等の地域生活支援の促進を図るため、地域活動支援センター※を充実強化する事業です。

※ 地域活動支援センターとは、地域の実情に応じ、障がい者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流を促進し、便宜を供与したりする事業です。事業には、この基礎的事業と地域活動支援センターの機能を充実強化する機能強化事業があります。

機能強化事業には、Ⅰ型、Ⅱ型及びⅢ型の類型が設けられています。

区分	内容	利用者数
Ⅰ型	専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業	1日当たりの実利用人員がおおむね20人以上
Ⅱ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する事業	1日当たりの実利用人員がおおむね15人以上
Ⅲ型	地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業	1日当たりの実利用人員がおおむね10人以上

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、市内で事業を実施しているのは、市の「新座市障がい者地域活動支援センター（Ⅱ型）」（福祉の里）、「にいざ生活支援センター（Ⅰ型）」、「福祉工房楓（Ⅲ型）」、「障害者地域活動センターふらっと（Ⅱ型）」の4か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

引き続き4か所での事業を継続するとともに、事業の周知を図ります。

表 地域活動支援センター機能強化事業 実績値と計画値 [年間]

区分		第6期計画期間 (実績値)			第7期計画期間 (計画値)		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
I型	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数(人)	46	44	44	44	44	44
II型	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
	実利用者数(人)	43	42	42	42	42	42
III型	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数(人)	14	19	19	19	19	19
合計	実施箇所数	4	4	4	4	4	4
	実利用者数(人)	103	105	105	105	105	105

※ 令和5年度は実績見込値です。

(11) その他の事業

① 日中一時支援事業

【事業の内容】

日中一時支援事業は、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がい者等の日中における活動の場を提供し、見守り、日常的な訓練その他の支援を行う事業です。

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は2か所あり、市外では11か所あります。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

利用希望者が利用しやすい事業所を確保するため、引き続きサービス提供基盤の整備促進に努めます。

表 日中一時支援事業 実績値と計画値

[年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実利用者数（人）	10	9	9	10	10	11
延べ利用日数（日）	340	311	311	289	289	318

※ 令和5年度は実績見込値です。



図 日中一時支援事業 実績値と計画値

② 社会参加支援事業

【事業の内容】

社会参加支援事業は、芸術・文化講座、スポーツ・レクリエーション教室、奉仕員（点訳・朗読）養成研修事業等の開催を通じ、障がい者の社会参加を促進するとともに、障がいや障がい者への理解を促進する事業です。

【サービス提供基盤の状況】

障がい者福祉センター事業として、実施しています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

第7期の計画値は第6期の実績値と同等の数値を見込んでいます。

参加者のニーズに対応した講座等の実施と講座開設の周知に努めるとともに、市内で活動する団体等の協力も得ながら推進します。

表 社会参加支援事業 実績値と計画値

[年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
芸術文化活動振興（人）	62	83	83	83	83	83
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業（人）	85	55	60	60	60	60

※ 令和5年度は実績見込値です。

※ 数値の（人）は実利用者数です。

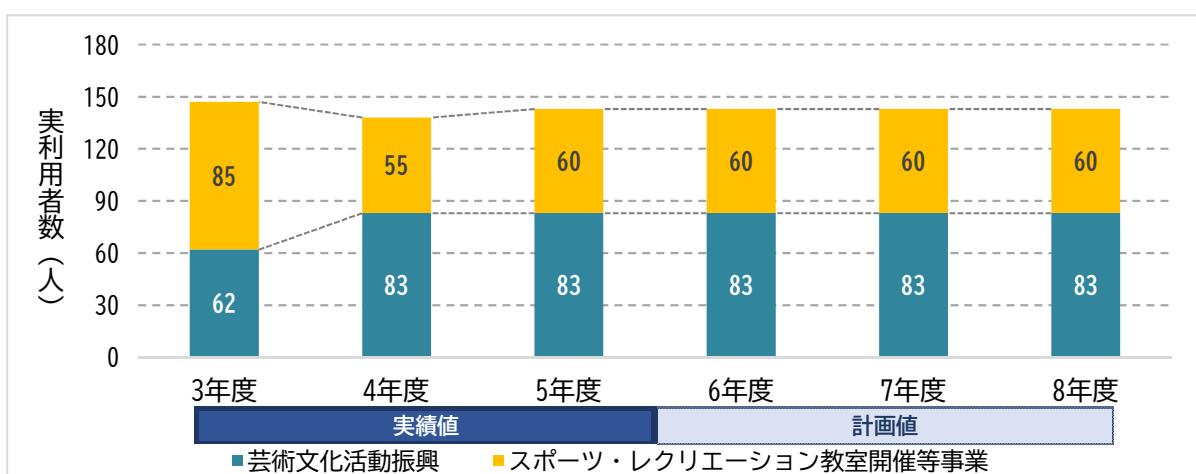


図 社会参加支援事業 実績値と計画値

③ 訪問入浴サービス事業

【事業の内容】

訪問入浴サービス事業は、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う事業です。

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、市内は1か所、市外では1か所の事業所に委託して実施しています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

過去の利用実績から、月間9人程度の利用を見込んでいます。

利用者が限定的であるため、利用者の大幅な増減は見込んでいません。利用者像に該当する当事者が漏れなく利用できるよう、制度の周知を図ります。

表 訪問入浴サービス事業 実績値と計画値

[月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
延べ利用者数（人）	6	8	8	8	9	9
延べ利用件数（件）	23	28	28	29	33	33

※ 令和5年度は実績見込値です。

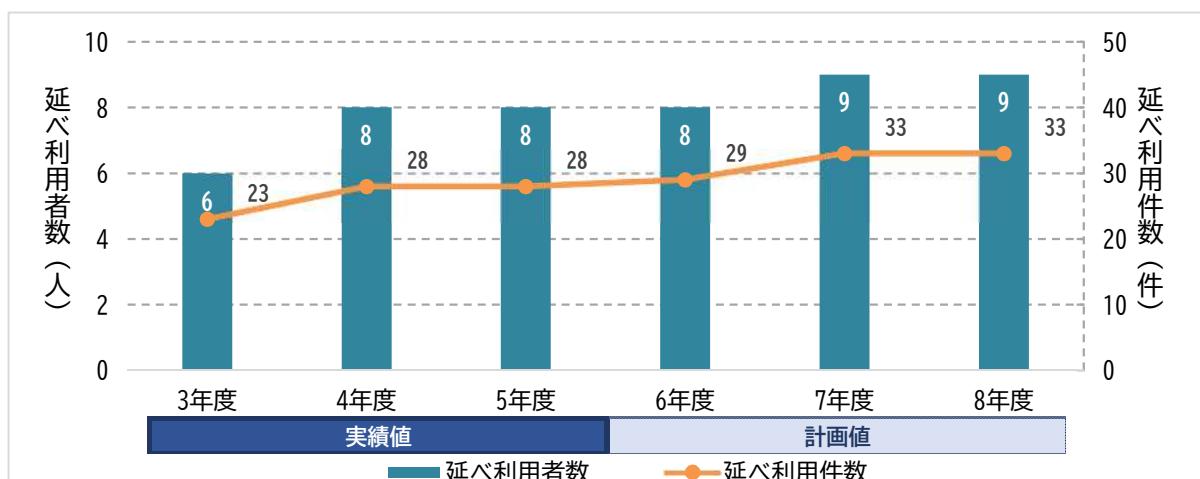


図 訪問入浴サービス事業 実績値と計画値

④ 更生訓練費給付事業

【事業の内容】

更生訓練費給付事業は、就労移行支援又は自立訓練を利用している障がい者に対し、訓練を効果的に受けるために必要な経費等を支給する事業です。

【サービス提供基盤の状況】

障がい者に対し、就労移行支援又は自立訓練を利用した場合に更生訓練費を支給しています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

就労移行支援の利用者増加に伴い、更生訓練費給付事業の受給者も増加していくものと見込まれます。

また、引き続き受給対象者に対しての周知を行うとともに、事業所に対する制度の周知に努めます。

表 更生訓練費給付事業 実績値と計画値

[年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
受給者数（人）	91	95	98	101	104	107

※ 令和5年度は実績見込値です。

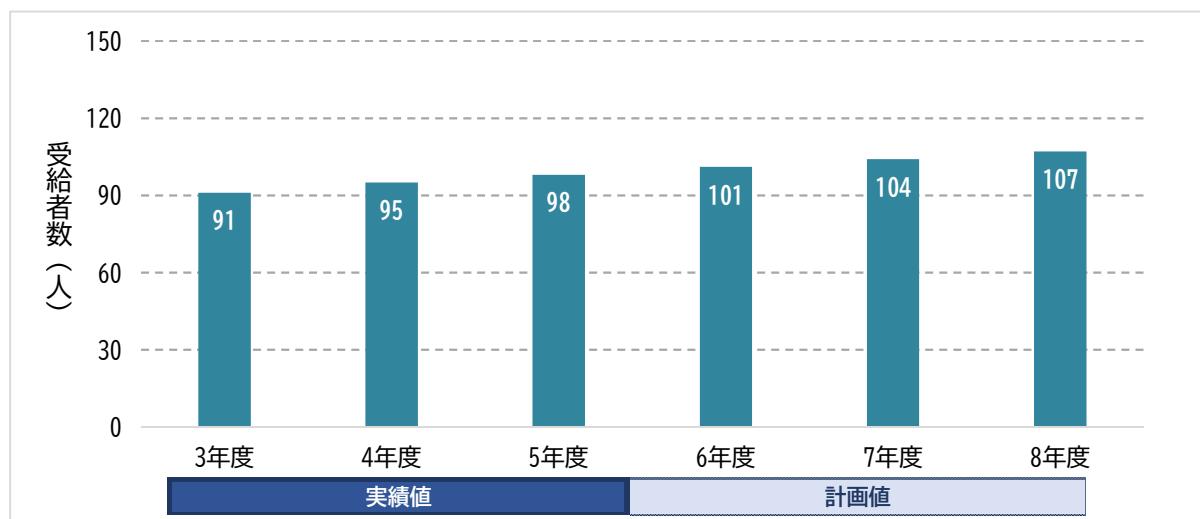


図 更生訓練費給付事業 実績値と計画値

第6次新座市障がい者基本計画
第7期新座市障がい福祉計画
第3期新座市障がい児福祉計画

資料編

資料1 障がい者数の推移

1 総人口及び障がい者数の推移

総人口については、令和5年3月に改訂された新座市人口ビジョンを参考とし、令和5年4月1日時点の年齢別人口等を基にコーホート要因法（※）により、1歳別、男女別に推計しました。その結果、令和5年度の165,611人から令和10年度には164,120人に減少することが予測されます。

身体障がい者手帳取得者数については、総人口に占める割合が18歳未満は増加傾向、18歳以上は減少傾向にあることから、令和元年度から令和5年度にかけての総人口における出現率を基に、将来の出現率を求め、人口推計に乗じることによって求めました。

療育手帳取得者数及び精神障がい者保健福祉手帳取得者数については、総人口に占める割合が増加傾向にあることから、令和元年度から令和5年度にかけての総人口における出現率を基に、将来の出現率を求め、人口推計に乗じることによって求めました。

難病患者数については、年度によって対象となる疾病が異なりますが、総人口に占める割合が増加傾向にあることから、令和元年度から令和5年度にかけての総人口における出現率を基に、将来の出現率を求め、人口推計に乗じることによって求めました。

※ 「コーホート」とは、年齢階層のことで、ある年の10歳の人口がn人である場合、翌年には11歳の人口がn人になることを前提に、自然動態（出生・死亡）や社会動態（転入・転出）の動向を加味して推計を行う方法です。

表1 障がい者数の推移（各年4月1日時点）

単位：人（%）※¹

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	165,372 (100%)	165,987 (100%)	166,247 (100%)	165,741 (100%)	165,611 (100%)
身体障がい者手帳 小計	4,277 (2.59%)	4,284 (2.58%)	4,161 (2.50%)	4,243 (2.56%)	4,132 (2.50%)
18歳以上	4,192 (2.53%)	4,198 (2.53%)	4,075 (2.45%)	4,154 (2.51%)	4,049 (2.44%)
18歳未満	85 (0.05%)	86 (0.05%)	86 (0.05%)	89 (0.05%)	83 (0.05%)
療育手帳 小計	999 (0.60%)	1,026 (0.62%)	1,049 (0.63%)	1,106 (0.67%)	1,153 (0.70%)
18歳以上	714 (0.43%)	740 (0.45%)	753 (0.45%)	765 (0.46%)	794 (0.48%)
18歳未満	285 (0.17%)	286 (0.17%)	296 (0.18%)	341 (0.21%)	359 (0.22%)
精神障がい者保健福祉手帳 小計	1,604 (0.97%)	1,767 (1.06%)	1,838 (1.11%)	1,970 (1.19%)	2,134 (1.29%)
18歳以上	—	—	—	—	2,069 (1.25%)
18歳未満	—	—	—	—	65 (0.03%)
難病患者※ ² 小計	1,230 (0.74%)	1,279 (0.77%)	1,394 (0.84%)	1,380 (0.83%)	1,351 (0.82%)
指定難病等医療 給付制度受給者数	1,077 (0.65%)	1,121 (0.68%)	1,237 (0.74%)	1,214 (0.73%)	1,210 (0.73%)
小児慢性特定疾病 受給者数	153 (0.09%)	158 (0.10%)	157 (0.09%)	166 (0.10%)	141 (0.09%)
合計	8,110 (4.90%)	8,356 (5.03%)	8,442 (5.08%)	8,699 (5.25%)	8,770 (5.30%)

※1 表の割合（%）は、小数点第3位を四捨五入した数値です。

※2 難病患者は、埼玉県の指定難病等医療給付制度の受給者数及び小児慢性特定疾病的受給者数であり、保健所年報（埼玉県朝霞保健所発行）から各年3月31日時点の人数を引用しています。

表2 障がい者数の将来推計（各年4月1日時点）

単位：人（%）*

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
総人口	164,559 (100%)	164,641 (100%)	164,467 (100%)	164,293 (100%)	164,120 (100%)
身体障がい者手帳 小計	4,059 (2.47%)	4,023 (2.44%)	3,981 (2.42%)	3,938 (2.40%)	3,896 (2.37%)
18歳以上	3,964 (2.41%)	3,927 (2.39%)	3,883 (2.36%)	3,838 (2.34%)	3,794 (2.31%)
18歳未満	95 (0.06%)	96 (0.06%)	98 (0.06%)	100 (0.06%)	102 (0.06%)
療育手帳 小計	1,197 (0.73%)	1,239 (0.75%)	1,280 (0.78%)	1,320 (0.80%)	1,359 (0.83%)
18歳以上	808 (0.49%)	827 (0.50%)	846 (0.51%)	864 (0.53%)	882 (0.54%)
18歳未満	389 (0.24%)	412 (0.25%)	434 (0.26%)	456 (0.28%)	477 (0.29%)
精神障がい者保健福祉手帳 小計	2,225 (1.35%)	2,351 (1.43%)	2,474 (1.50%)	2,596 (1.58%)	2,718 (1.66%)
18歳以上	2,157 (1.31%)	2,279 (1.38%)	2,399 (1.46%)	2,517 (1.53%)	2,635 (1.61%)
18歳未満	68 (0.04%)	72 (0.04%)	75 (0.05%)	79 (0.05%)	83 (0.05%)
難病患者 小計	1,503 (0.91%)	1,559 (0.95%)	1,612 (0.98%)	1,666 (1.01%)	1,719 (1.05%)
指定難病等医療 給付制度受給者数	1,333 (0.81%)	1,385 (0.84%)	1,435 (0.87%)	1,485 (0.90%)	1,535 (0.94%)
小児慢性特定疾病 受給者数	170 (0.10%)	174 (0.11%)	177 (0.11%)	181 (0.11%)	184 (0.11%)
合計	8,984 (5.46%)	9,172 (5.57%)	9,347 (5.68%)	9,520 (5.79%)	9,692 (5.91%)

* 表の割合（%）は、小数点第3位を四捨五入した数値です。

2 手帳の等級別人数

(1) 身体障がい者手帳取得者の等級別人数（各年4月1日時点）

単位：人（%）*

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度	1級	1,188 (27.78%)	1,437 (33.54%)	1,391 (33.43%)	1,406 (33.14%)	1,355 (32.79%)
	2級	691 (16.16%)	615 (14.36%)	597 (14.35%)	614 (14.47%)	604 (14.62%)
中度	3級	863 (20.18%)	722 (16.85%)	691 (16.61%)	724 (17.06%)	704 (17.04%)
	4級	1,072 (25.06%)	1,035 (24.16%)	1,018 (24.47%)	1,030 (24.28%)	1,010 (24.44%)
軽度	5級	231 (5.40%)	230 (5.37%)	232 (5.57%)	225 (5.30%)	223 (5.40%)
	6級	232 (5.42%)	245 (5.72%)	232 (5.57%)	244 (5.75%)	236 (5.71%)
合計		4,277 (100%)	4,284 (100%)	4,161 (100%)	4,243 (100%)	4,132 (100%)

* 表の割合（%）は、小数点第3位を四捨五入した数値です。

(2) 療育手帳取得者の等級別人数（各年4月1日時点）

単位：人（%）*

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
Ⓐ	157 (15.72%)	165 (16.08%)	167 (15.92%)	182 (16.46%)	185 (16.05%)
A	249 (24.92%)	247 (24.07%)	248 (23.64%)	245 (22.15%)	259 (22.46%)
B	276 (27.63%)	285 (27.78%)	293 (27.93%)	319 (28.84%)	336 (29.14%)
C	317 (31.73%)	329 (32.07%)	341 (32.51%)	360 (32.55%)	373 (32.35%)
合計	999 (100%)	1,026 (100%)	1,049 (100%)	1,106 (100%)	1,153 (100%)

* 表の割合（%）は、小数点第3位を四捨五入した数値です。

(3) 精神障がい者保健福祉手帳取得者の等級別人数（各年4月1日時点）

単位：人（%）*

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	167 (10.41%)	153 (8.66%)	152 (8.27%)	154 (7.82%)	163 (7.64%)
2級	985 (61.41%)	1,100 (62.25%)	1,141 (62.08%)	1,238 (62.84%)	1,321 (61.90%)
3級	452 (28.18%)	514 (29.09%)	545 (29.65%)	578 (29.34%)	650 (30.46%)
合計	1,604 (100%)	1,767 (100%)	1,838 (100%)	1,970 (100%)	2,134 (100%)

* 表の割合（%）は、小数点第3位を四捨五入した数値です。

資料2 障がい者の生活や意識に関する調査の概要

この計画を策定するに当たり、「障がいのある人もない人も共に暮らせる新座市をつくるための調査」を実施しました。調査の概要は次のとおりです。詳細については、「障がいのある人もない人も共に暮らせる新座市をつくるための調査結果報告書」（令和5年3月）をご覧ください。

(1) 調査の目的

この調査は、障がい者の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、「第6次新座市障がい者基本計画」並びに「第7期新座市障がい福祉計画」及び「第3期新座市障がい児福祉計画」策定のための基礎資料を収集することを目的として実施しました。

(2) 調査対象者

本市に住所を有する方で令和4年8月1日現在、18歳以上の障がい者、難病患者及び18歳未満の障がい児を、下記の区分で対象者を抽出しました。

調査区分	対象	対象者数(人)
① 身体障がい者	身体障がい者手帳をお持ちの方	3,911
② 知的障がい者	療育手帳をお持ちの方	663
③ 精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方	1,841
④ 難病患者	令和2年度に新座市難病患者支援金を受給された方	309
⑤ 障がい児	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方、障がい福祉サービスを利用されている方又は令和2年度に新座市難病患者支援金を受給された方	787

(3) 調査方法及び調査期間

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：令和4年10月

(4) 回収結果

調査区分	対象者数(人)	有効回収数(人)	有効回収率(%)
① 身体障がい者	3,911	2,064	52.8
② 知的障がい者	663	286	43.1
③ 精神障がい者	1,841	692	37.6
④ 難病患者	309	162	52.4
⑤ 障がい児	787	328	41.7
合計	7,511	3,532	47.0

資料3 用語解説

ア行

○アウトリーチ（訪問支援）

本来は、手を伸ばす、手を差し伸べるといった意味で、医療・福祉関係者が直接的に出向いて心理的なケアと共に必要とされる支援に取り組むことをいう。精神障がい者の支援においては、治療中断者やひきこもり状態にある者等に対し、医療や福祉サービスにつながっていない（中断している）段階からの支援を行う手法である。

○アクセシビリティ

利用者が機器やサービスを円滑に利用できることをいう。

例として、ウェブにおいては、障がいの有無や年齢などにかかわらず、誰でも利用できるという考え方をいう。

○あんしんサポートねっと（日常生活自立支援事業）

知的障がい・精神障がい者等に対し、福祉サービス利用の手続や日常的金銭管理等を手伝う事業のこと、社会福祉協議会が実施している。

○意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みのことをいう。

○医療的ケア・医療的ケア児

医療的ケアとは、たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養などの医療的介助行為のことをいう。

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が令和3年9月18日から施行され、この法律において、医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童をいう。

○インクルーシブ教育

埼玉県特別支援教育推進計画（令和4年度～令和6年度）において、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system 包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されること、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要」と定義されている。

○NPO

Non Profit Organization の略で、継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称のことをいう。平成10年にこれに法人格を与え活動を促進するための特定非営利活動促進法が成立した。

○L L ブック

L L はスウェーデン語の Lättläst 「やさしく読みやすい」という言葉の略であり、L L ブックは知的障がい者等を対象とした「やさしく読みやすい本」である。読みやすく書かれた文章に文章の内容を示した絵や写真、記号等から構成されている。

力行

○基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいの種別や各種ニーズに対応する専門的知識を有する職員を設置し、障がいのある人や関係機関からの相談等の業務を総合的に行うこととした施設である。

基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて最も効果的な方法により設置することができるとしており、「市町村」や「市町村から委託を受けた事業所」が設置主体となる。

基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を行うことにより、相談支援機能の強化を図ることが基幹相談支援センター等強化事業である。

○強度行動障がい

自分の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことをいう。

○グループホーム（共同生活援助）

地域において自立した日常生活を営む上で日常生活の援助が必要な障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う事業又は施設のことと、障害者総合支援法における「共同生活援助」のことをいう。

また、一人暮らし等を希望する人に対する支援や退去後の相談に応じる。

○ケアマネジメント

援助を必要としている人と地域のさまざまな社会資源の間に立って、サービス等の提供を調整し、総合的かつ継続的に援助を行い、ニーズを満たすようにする方法のことをいう。

○高次脳機能障がい

事故や疾病を原因とする脳の器質的病変により、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等の症状があり、日常生活や社会生活に制約がある状態のことをいう。症状によって精神障がい者保健福祉手帳等の対象となる。

○合理的配慮

障がい者から、社会的障壁（障がい者が利用しにくい施設や制度、障がい者を意識していない慣習や文化等）に係る改善要望があったときに、過度な負担とならない範囲で対応することをいう。例として、講演会等における手話の見えやすい座席の確保や段差を解消するためのスロープの設置等が挙げられる。

平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」において、合理的配慮の提供が地方自治体に義務付けられ、事業者等には努力義務として規定された。

令和3年度の法改正により、令和6年4月1日から、事業者等にも義務付けられこととなる。

○個別避難計画

避難行動要支援者ごとに作成し、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための計画をいう。計画に記載する内容は、災害対策基本法で定められており、避難行動要支援者の情報のほか、避難支援等を実施する者の情報、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項などである。

なお、令和3年度の災害対策基本法の一部改正により、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者の個別避難計画を作成することが市町村の努力義務と規定されている。

サ行

○作業療法

身体、精神、発達、高齢期の障がいや、環境への不適応により、日々の作業に困難が生じ、又はそれが予測される人や集団に対し、人々の健康と幸福を促進するために、医療、保健、福祉、教育、職業などの領域で行われる作業に焦点を当てた治療、指導、援助のことをいう。

作業とは、対象となる人々にとって、目的や価値を持つ生活行為を指す。

○指定一般相談支援事業所

障がい福祉に関する様々な問題について、障がい者や家族からの相談に応じるほか、地域移行支援及び地域定着支援を行う事業所をいう。

○指定特定相談支援事業所（指定障がい児相談支援事業所）

障がい福祉に関する様々な問題について、障がい者や家族からの相談に応じ、障がい福祉サービスの利用を希望する障がい者等に対しては、サービス提供事業者との連絡調整をし、サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）の立案やモニタリングを行う事業所をいう。

○児童発達支援センター

児童福祉法で児童福祉施設に定義され、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障がい児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障がい児の家族、指定障がい児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設をいう。

○市民後見人

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職後見人以外の成年後見制度利用者と親族関係及び交友関係のない第三者であって、社会貢献のため、地方自治体等が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた後見人をいう。

○障がい者雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に基づいて定められる障がい者の雇用割合のことをいう。平成30年4月1日からは雇用率の算定基礎の対象に精神障がい者が加えられた。障がい者雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障がい者雇用納付金の納付を義務付け、達成している事業主に対しては、障がい者雇用調整金や報奨金が支給される。

令和6年4月1日からの障がい者雇用率については、民間企業では2.3%から2.7%に、国・地方公共団体等では2.6%から3.0%（教育委員会では2.5%から2.9%）に改めることとされた。ただし、経過措置として、令和8年6月30日までの間については、民間企業では2.5%、国・地方公共団体等では2.8%（教育委員会では2.7%）とされている。

○障がい者支援施設

施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型を行う施設をいう。

○障がい者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がい者を対象に、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就業及びこれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせん等、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う施設のことをいう。

○障がい者就労支援センター

障がい者の就労機会の拡大を図るため、市が設置している組織で、障がい者やその家族の求めに応じて職業に係る相談、就職準備の支援、職場実習の支援、職場への定着、職場の開拓に係る支援等を行う。

○障がい者福祉センター

障がい者福祉の増進を図るため、市が設置している組織で、障がい者等に対し、各種相談、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーション等のための便宜を総合的に提供している。

障がい者福祉センターは、複合施設「福祉の里」に所在している。

○身体障がい者相談員

身体障害者福祉法に基づいて、身体障がい者の福祉の増進を図るため、身体障がい者の相談に応じるとともに必要な援助を行う民間の協力者で、市町村長が委託する。

○身体障がい者手帳

身体障害者福祉法に掲げる身体の障がいがある人を対象として都道府県知事等が交付するもののこという。

各支援施策の基本となるとともに、税の控除・減免や公共交通機関の割引等についても、手帳の交付やその等級が対象の要件となっている場合がある。

○生活サポート事業

在宅障がい児・者の社会活動等を支援するため、障がい者の一時預かりや送迎等、障がい児・者及びその家族のニーズに応じた福祉サービスを実施する民間サービス団体に市が補助を行うもので、埼玉県の補助事業である。

○精神障がい者保健福祉手帳

精神障がい者等の自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として都道府県知事等が交付するものとをいう。

各支援施策の基本となるとともに、税の控除・減免や公共交通機関の割引等についても、手帳の交付やその等級が対象の要件となっている場合がある。

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者も地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムをいう。

○成年後見制度

知的障がいや精神障がい等により、判断能力が不十分な成年者の身上監護を行うとともに、財産や権利を保護するための制度のことをいう。本人の利益を考えながら、本人を代理して契約等の法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援する制度である。

○全身性障がい者介護人派遣事業

在宅の重度の全身性障がい者に対し、介助人を派遣することにより、自立した地域生活を支えることを目的として実施するもので、埼玉県の補助事業である。

○ソーシャルワーク

国際ソーシャルワーク学校連盟、国際ソーシャルワーカー連盟によって「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。」とされている。

障がい者支援においては、障がい者と必要な社会資源との関係調整の機能と障がい者の問題解決能力や社会とのつながりを強化する機能が求められる。

○相談支援専門員

相談支援従事者研修を受講した者であって一定の条件を満たした者のうち、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所に配置され、それぞれの事業所の業務に従事する者をいう。

夕行

○第三者評価

社会福祉事業の経営者が提供するサービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価することをいう。

○地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域と共に創っていく社会のことを行う。

地域共生社会については、厚生労働省ホームページにおいて、ポータルサイトを設けて情報を発信している。

○地域自立支援協議会

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う会議体のことをいう。

なお、令和5年度において、本市では、4つの専門部会（相談支援部会、子ども部会、地域移行・定着支援部会及び地域生活支援部会）を設置している。

○知的障がい者相談員

知的障害者福祉法に基づいて、知的障がい者の福祉の増進を図るため、知的障がい者又はその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う民間の協力者で、市町村長が委託する。

○デフリンピック

デフリンピックとは、「デフ+オリンピック」のことをいう。

デフ（Deaf）とは、英語で「耳が聞こえない」を意味し、国際的な聴覚に障がいのある人のためのオリンピックである。

オリンピックと同じように4年に1度、夏季大会と冬季大会がそれぞれ開かれており、ルールはオリンピックとほぼ同じであるが、耳の聞こえない人のために様々な工夫がされている。

○特別支援教育支援員

小・中学校において、特別な教育的配慮を必要とする児童及び生徒への支援のために置かれる職員のことと、学習面・生活面等、教育活動全般においてサポートを行う。

ナ行

○難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」とされている。

難病医療費助成制度の対象疾病は、令和3年11月1日から338疾病（小児慢性特定疾病医療費助成制度は788疾病）とされているが、障害者総合支援法の対象となる疾病は366疾病である。

○ノーマライゼーション

北欧から世界へ広まった障がい者施策の重要な概念であり、社会の主流となっている規範や形態にできるだけ近い日常生活の条件を、障がい者が得られるようにしていく考え方のことと。いう。

障がいのある人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていく社会を目指す。

八行

○発達障がい

自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症（A D H D）、学習症（学習障がい）、チック症、吃音など、これに類する障がい特性であって、その症状が通常低年齢において発現するものをいう。

特性を重ねて持つ場合も多く、それぞれの障がいを明確に分けて診断することが難しいことが知られており、年齢や環境により目立つ症状が異なるため、診断された時期により、診断名が変わることもある。

○バリアフリー

社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと建築用語として使用されていた。障がい者だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられている。

○避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のことをいう。

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正から使用されている言葉である。

○ピアカウンセリング

同じ体験をした仲間が、同じ体験をしている仲間の相談に乗ったり、生活を助けたりすることで困難を乗り越える支援のことをいう。

○福祉有償運送

タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障がい者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、特定非営利法人等が、実費の範囲内であり営利とは認められない範囲の対価によって定員11人未満の自家用自動車を使用してその法人等の会員に対して行う、原則としてドア・ツー・ドアの輸送サービスのことをいう。

○福祉用具

「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」では、「心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障がい者の日常生活上の便宜を図るために用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具」と定義されている。

なお、補装具とは、障がい者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障がい児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具のことで、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車椅子、歩行器等がある。

ヤ行

○ヤングケアラー

埼玉県ケアラー支援条例において、「ケアラー」とは、高齢、身体上又は精神上の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいい、「ヤングケアラー」とは、ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。

○優先調達推進方針

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の規定により、障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るため、地方公共団体等が策定・公表し、方針に即した調達等を行うものである。

平成25年4月1日から施行しており、本市でも、毎年度、この方針を定めている。

○ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障がいのあるなし等にかかわらず、全ての人が暮らしやすいまちや利用しやすい施設、製品、サービス等をつくっていこうとする考え方のことをいう。

○要約筆記

聴覚障がい者等のためのコミュニケーション手段の一つであって、話の内容を要約し、それを筆記して聴覚障がい者等に伝達するものとをいう。OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使用し、話の内容を書きスクリーンに投影する方法、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法、対象者が少ない場合は、隣で紙に書いていく方法等がある。

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業では、要約筆記者を都道府県等が実施する要約筆記者養成研修事業において要約筆記者として登録された者をいう。

ラ行

○理学療法

身体に障がいのある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。

○リハビリテーション

運動障がいの機能回復訓練といった意味で用いられることがあるが、障がい者等の身体的、精神的な適応能力回復のための技術的訓練、障がいにかかわらず人間らしく生きることができるようにするための技術及び社会的、政策的対応の総合的体系といった意味でも用いられる。

○療育手帳

知的障がい者等への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの人に対して各種の援助措置を受けやすくするため、知的障がいと判定された人に対して、都道府県知事等が交付するものこのをいう。

各支援施策の基本となるとともに、税の控除・減免や公共交通機関の割引等についても、手帳の交付やその等級が対象の要件となっている場合がある。

※ 各サービスの概要については、「第4章 第7期新座市障がい福祉計画 第3期新座市障がい児福祉計画」をご覧ください。

障がいのある人もない人も共に暮らすまち・にいざ
第6次新座市障がい者基本計画
第7期新座市障がい福祉計画
第3期新座市障がい児福祉計画

発 行 新座市
編 集 新座市総合福祉部障がい者福祉課
〒352-8623
埼玉県新座市野火止一丁目1番1号
